

予算審査特別委員会（３月１３日）（開 会 午前９時３０分）

委員長

皆さんおはようございます。３月６日の定例会において当特別委員会に付託されました平成３０年度各会計の予算案を本日より審議してまいります。私といたしましては委員会をスムーズに、そしてその結論が適切に導き出されるよう努力をしてまいりたいと思っておりますが、委員の皆様におかれましては、その質問の趣旨がわかりやすく伝わるよう簡潔な発言に心がけていただきますとともに、質問が議題外にわたらないよう特段のご配慮とご協力をお願い申し上げます。また、委員からの質問に対しまして町理事者、また関係課長各位には端的で誠実なる答弁をお願いしたいと存じます。それではただいまから予算審査特別委員会を開会し直ちに会議を開きます。ただいまの出席委員は１２名で会議は成立いたします。これより本委員会に付託されました平成３０年度平取町各会計予算について審査を進めてまいります。なお、発言される場合は委員長の指名の後にご発言されるようお願いいたします。それではまず、議案第１４号平成３０年度平取町一般会計予算に対する質疑を行います。質疑の順序といたしましては、始めに歳入歳出事項別明細書から行い、続いて第２表債務負担行為、第３表地方債と進めてまいりたいと思います。なお、委員会審査を進めていく上で予算の年度別区分を明確にするため、本年度、来年度とはせず、必ず平成３０年度あるいは平成２９年度として発言されるようお願いいたします。それでは歳入歳出事項別明細書の歳入から質疑を行いますので予算書の１１ページをお開き願います。質疑ございませんか。櫻井委員。

櫻井委員

３番櫻井です。１１ページのどれというわけではありませんが、町民税や固定資産税などは、平成２９年度の収納率は９８％を超え改善傾向にあることは十分認めて評価をしておりますが、滞納分につきましてはご覧のとおり毎年１５％あるいは１８％という低いのが現状でございます。２月２０日の道新の記事で、管内で初めて新ひだか町が収納率向上のために滞納者から差し押さえた物品をネットで競売にかけるというインターネットオークションというものに参入をしたとありました。また、今朝、新聞で皆さんご覧のとおり、新ひだか町の入札の結果というものが出てまいりまして、４万円程度を想定しましたが、１２万円の売り上げといたしますか、結果が出たとございました。私この制度といたしますか、この方法については平取町も一考の余地があるのではないかと考えておりますがその辺どうお考えでしょうか。

委員長

税務課長。

税務課長

ただいまの櫻井議員のご質問にお答えしたいと思います。滞納処分につきましては、納期限までに納付されないときには督促をし、次に滞納処分を行うということにしております。滞納処分につきましては、差押え、換価、配当という

流れになっていきますけれども、督促、催告をしてもなお納付がない場合については納税相談を行うなどして、滞納の解消に向けて対応しているところです。これにも応じてもらえない場合については、国税徴収法の規定によりまして、実態調査ですとか、財産調査等を行い、給与、預貯金等の差押えを実施しているところです。今年度につきましても、預金差押えについては19件で199万2578円、給与差押えについては2件で16万7331円、国税還付差押えについては49件で76万3632円、車税の差押えが4件で8万6341円、そのほかに給与の差押えではないんですけれども、その滞納の解消に向けて毎月事業所のほうに委託徴収というかたちで、定額で給与から納付をしていただくという方法もとっておりまして、それにつきましては毎月13件で37万1050円ということで徴収をしているところです。滞納処分を執行する財産がないですとか、執行できる財産が不明ですとか、滞納処分によって生活が著しく困難、困窮させる恐れがある場合については、当然実情を把握しながら対処していくんですけれども、現在、長期滞納ですとか、多額の滞納に及んだ場合については、次の段階として滞納整理機構に引き継ぎ滞納整理を進めているところです。今、ご質問にもあった点なんですけれども、まず、納付する能力と財産がありながら納付しない納税者に対しては確実な徴収を図るということで、自宅ですとか事業所の場合でしたら、搜索をして財産を差押えて換価する方法をとることも必要だと思われます。今のところ、その段階に進展していく処分する対象というのがございませぬが、滞納処分を効果的に進めるためにも、政策的あるいは戦略的な施策をもって対処していきたいというふうには考えております。今、ご発言のあった新ひだか町の事例なんですけれども、その前に昨年10月にタイヤロックをしたということもありまして、それも非常に町民に対して、滞納の意識、解消するといいますか、納税の意識を高めるためには非常に効果があったということで、担当主幹のほうからお話を伺っております。今後、動産の差し押さえが可能な場合、そういった時に適正に執行が判断できるように対処していきたいと思っておりますけれども、まずはそれに向けて担当職員の知識の向上ですとか、それに向けて勇気を持つと、職員として勇気を持つということも培ってきたいというふうに考えております。

委員長

ほかございませぬか。高山委員。

高山委員

9番高山です。ちょっと同じところなんですけれども、11ページの滞納繰越の部分でございませぬけれども、今回に限らず、この町民税だけではなくて、固定資産、軽自動車税ということで、収納率が平成30年度については15%ということでそれぞれ予算計上しているところとございませぬけれども、29年度の予算のときにお話を聞きましたら、28年度の実績が20%になるということのなかで推計をしているということで、昨年は18%ということで、それぞれ自動車税も固定資産税についても18%で予算計上しておりますけれども、

29年度の実績から推計しているとは思いますが、29年度の実績等についてはどれぐらいになる想定で今回3%落としているのかというところをお聞かせいただければと思います。

委員長

税務課長。

税務課長

それでは高山議員のご質問にお答えいたします。29年度の実績につきましては、今のところ合計で21.5%ということで見込んでおります。30年度の予算については15%ということで見込んでいるんですが、28年度につきましては、滞納整理機構のほうに引き継いだ部分についてかなりの収納が見込めたということで実際の数字が上がってきております。今年度につきましても、鋭意職員努力しているところで、数字、収納率を上げていきたいというところですが、確実にところでの数字ということで15%であげさせていただきました。

委員長

ほかございませんか。なければ12、13ページ。14、15ページ。16、17ページ。高山委員。

高山委員

9番高山です。17ページの入湯税、これ市町村税の目的税の一つなんですけれども、今回予算に計上している内容につきましては、150円ということで120万円ということなんですけれども、これ間接税ですので12才未満はかからないということになっているかと思うんですけれども、確か日帰りは80円ということで取れるということになっているんですけれども、ここの予算の計上については1泊150円ということで宿泊だけの入湯税取っていますけれども、日帰りの入湯税、確か80円あると思うんですけれども、これらについてはどのような考え方で整理されているのかお伺いをしたいと思います。ただ町ではいろんな施策の中で温泉のご好意によって、例えば100円だとか無償というのは該当しないと思いますけれども、通常の正規の値段で入っている方についての日帰りについてもなぜ80円を取らないかたちになっているのかそれをちょっとお聞かせいただければと思います。

委員長

税務課長。

税務課長

まず、今年の予算なんですけれどもこれについては1日22名と見込みまして、150円で6万円増の120万円の予算計上となっております。今おっしゃられた80円の部分につきましては調べて後で回答したいと思います。

委員長

ほかございませんか。なければ18、19ページ。20、21ページ。22、23ページ。24、25ページ。26、27ページ。28、29ページ。高山

	委員。
高山委員	高山です。ちょっと勉強不足でわからないんですけども、29ページの民生費負担金の歳入の見方なんですけれども、これは保育所の利用者負担ということで、常設とへき地ということで分けていますけれども、この部分の中できつと、滞納している部分については、これに入ってくる、含まれているのか、それとも別途違うかたちで滞納分についてはとっているのか、その辺だけちょっと教えていただければと思いますのでよろしくお願いします。
委員長	保健福祉課長。
保健福祉課長	お答えいたします。積算の中では、滞納分として268万円の金額の30%、80万4千円ということで歳入で見込んでおります。以上です。
委員長	高山委員。
高山委員	わかりましたけども、この民生費負担金の中の歳入の中でいというところえ方でよろしいですか。それとも、別途科目でなくてこれの中でということで、確認でよろしいですか。
委員長	保健福祉課長。
保健福祉課長	この金額の中に含んでおります。以上です。
委員長	ほかございませんか。30、31。ございませんか。櫻井委員。
櫻井委員	櫻井です。31ページ、3節の共同作業場の使用料についてなんですけども、これは43万2千円ということで1万6千円の増額しかみていないんですが、いわゆるウレシパですか、このことにも関連するってことですよね。このウレシパについてはどうもどこ見ても、歳入というか、収入の部分がちょっと見受けられないんで敢えて質問させていただきますが、これやっぱり新しく施設が変わろうとも共同作業場使用料というのはたいして変わらないだろうという読みなのか、それとも、それともというか確か多額の講師料を払ったレーザーの彫刻機とか、あれでかなり補助金といいますか、使いましたよね。それをもってして、物を作って販売するだとか、一般町民に何か技術というか講師をして収入を得るだとか、そういったことは全く考えていないのかちょっと伺いたいんですが。
委員長	アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長	櫻井議員の質問にお答えしたいと思います。まずこの使用料につきましては、昨年２９年度ベースということで、基本的には新しくできる共同作業場につきましては改めて３０年度中に条例を制定して予算の組み替えなどもしていきたいと思っています。３０年度も外構工事ですとか、あるいは機械の入れ替えですとか、ということがありまして、その機械の入れ替えも後ほど歳出のほうでも出てきますけどもメンテナンスなども考えていて、そのスケジュール的なこともありますので、いつ頃というのはまだこの段階でははっきりできないということもありまして、今この３０年度の予算の当初の中では２９年度ベースというかたちで計上させていただいています。改めて先ほど申しましたが、３０年度に入りましたら、新しい施設の条例なども提案をしていきたいというふうに思っています。またレーザー彫刻機の関係については、今の稼働状況につきましては民芸組合の方が専門的にというか使っているということや、あるいは実践型地域雇用創造事業ということで商品開発で使っていますけども、それらの使用料とかはありますけれども、まだその販売のというところまではいっていませんが、いずれにしても新しい施設ができて本格稼働すると、そのレーザー彫刻機を使った体験メニューも考えていきますので、それらの収入につながっていくのではないかなというふうに思っています。
委員長	ほかございませんか。櫻井委員。
櫻井委員	それでは、今ご説明いただいたので、歳出のほうでまた質問させていただきます。
委員長	ほかございませんか。なければ３２、３３ページ。千葉委員。
千葉委員	１１番千葉です。３３ページの土木使用料の関係でお伺いしたいと思います。平成２９年度もそうなんですけども、平成３０年度の予算、歳入のなかでもちょっと自分もわからない部分というか、聞いといたほうがいいなという部分で今質問していますけども、１番目にあります土木管理使用料の土木機械使用料９千円、平成２９年度も同じく９千円。それから道路の占有使用料、これも平成２９年度、３０年度一緒なわけですがございますけども、その内訳をお知らせ、お答えいただければというふうに思っています。
委員長	建設水道課長。
建設水道課長	まず、１節の土木管理使用料ということで土木の機械の使用料９千円は、例えば私道の部分で町道じゃない私道の部分で、路面に不陸とかがあってそこをグレーダーでならしてくれという場合は機械使用料ということで申請していただいて、その機械の実働時間によって使用料というかたちでいただくということ

	でありまして、年に何件か実質あります。それと道路占有料ということで、これは主に電柱関係、N T Tと北電なんですけども内訳といたしましては、N T T分で4 9 万 8 千円、あとを北電ということで6 6 万 9 千円ほど、その他5 万 6 千円というような内訳となっております。以上です。
委員長	千葉委員。
千葉委員	その中で一番最初に言われました土木機械使用料の部分で、一般道のグレーダーとかとご説明の中であつたんですけども、町の場合、機械をいわゆる歳入として見込んでいるこの9 千円という金額なんですけども、時間単価とかどのようになっているんですかね。内訳、その単価を教えてください。
委員長	建設水道課長。
建設水道課長	条例で決まっていまして、資料持って後でということをお願いします。
委員長	ほかございませんか。なければ3 4、3 5 ページ。中川委員。
中川委員	3 5 ページの町営牧場使用料についてお伺いしたいと思います。2 9 年度の頭数、牛の頭数みたところ、乳用牛、これが2 0 0 0 頭あまり減っています。そして逆に肉用牛、これが1 万頭あまり増えているということで、实际的に農業者の方で酪農から畜産に転換しているというだけなのか、それとも酪農の方がこれから畜産の乳牛を少しずつ増やしているというかたちなのか、そこら辺のところお聞かせ願いたいと思います。
委員長	産業課長。
産業課長	乳牛につきましては川向牧野、昨年度の搬入頭数につきましては農家が2 軒、実頭数が1 5 頭であります。乳牛については例年、毎年放牧をされる牛が少なくなっているというのが現状であります。酪農から肉牛に移行しているというものではなく、自前の自分の家の放牧地で管理をするというのが徐々に増えてきているという実態で、川向の牧野へ入牧する頭数が減少しているのは現実であります。肉牛について昨年は9 軒で実頭数が1 9 8 頭でありますけども、昨年は富川から2 軒の農家が町外でありますけども、町外の農家の肉牛を芽生の牧場で扱っております。これについては当然条例上、入牧料が2 割増というかたちで入ってくるようなかたちで正式にいただいております。町内の農家の中での異動ということではなく、新たにびらとり農協管轄である富川農協の肉牛農家の牛が芽生の牧場に入ってきたというかたちで増えているという状態で

	あります。以上です。
委員長	産業課長、２９年度、３０年度でお願いいたします。ほかございませんか。なければ３６、３７ページ。３８、３９ページ。４０、４１ページ。４２、４３ページ。４４、４５ページ。４６、４７ページ。４８、４９ページ。５０、５１ページ。５２、５３ページ。５４、５５ページ。５６、５７ページ。５８、５９ページ。６０、６１ページ。６２、６３ページ。６４、６５ページ。高山委員。
高山委員	説明あったかと思うんですけれども６５ページの寄附金の１億というの、これ中身ちょっと教えていただければ大変ありがたいんですけど。もしかしたら聞き漏らしているというところがありますので、よろしくをお願いいたします。
委員長	観光商工課長。
観光商工課長	それで説明いたします。ふるさと納税の寄附金につきましては、平成２９年度予算より、非常に大幅に伸びたなかで、一応８千万円を見込んでいるということの数字を今押さえておりますので、３０年度はこれをさらに超えるというか、上を目指すということで、広告料なんかを予算措置しながら一応この数字を努力目標も含めて計上したところでございます。
委員長	高山委員。
高山委員	これは今ご説明ありましたけれども、ほとんどがふるさと関係の収入ということではよろしいんですか。何かその他、１億円全部をふるさとでみているわけではないということなんですよ。２９年度はいくらということで、ふるさと以外のお金も寄附金として予定しているものというのは、まあ寄付金が予定されるものってあまりあり得ないんですけれども、全部がふるさとということではよろしいんですか。もう一回だけちょっと。
委員長	観光商工課長。
観光商工課長	ふるさと応援基金の寄附金額ということでとっています。
委員長	よろしいですか。ほかございませんか。なければ６６、６７ページ。６８、６９ページ。７０、７１ページ。７２、７３ページ。７４、７５ページ。７６、７７ページ。７８、７９ページ。８０、８１ページ。８２、８３ページ。８４、８５ページ。８６、８７ページ。８８、８９ページ。９０、９１ページ。９２ページ。以上で歳入の質疑を終了いたします。井澤委員。

井澤委員	井澤です。歳入の３４ページの博物館等使用料のところではちょっとお伺いしたいんですが、６５０万ということがあるんですが、先日、白老のアイヌ博物館を見てきまして３月末で閉じるということで特別展もやっておりましたので見てきたんですが、博物館の展示スペースとかその様子を見て、当日も観光バスで６台ぐらい来て、韓国の方が多かったように思いますが、どっと入ってきて博物館のなかとかそれから催し物を見ていたんですが、博物館の展示のことでいくと、今見直してみると平取の博物館から比べたら大変このスペースに、大勢、最高で５７万人の観光客があったという実績がありますけども、非常にゆとりを持った展示をしているなと思ったんですが、３月末で閉鎖されたあと、博物館としても平取博物館としても、博物館のほうに来場者が増えるのではないかという見通しを博物館館長が前に言っておられましたけども、平取の博物館にいらっしゃるお客様がこの後、２９年度より増えるという状況になった時に、お客さんが展示室内で混雑して困るようなことがないか、その辺についてお伺いします。
委員長	文化財課長。
文化財課長	歳入じゃなくて混雑の度合いのご質問かと思うんですけど、それはもちろん入館者が増えてほしいんですけど、今現在も平取の二風谷博物館周辺は沙流川歴史館、それから工芸館、それから博物館周辺のポロチセ群がありますので、団体予約が１日に重なる場合はそれぞれの館をうまく回ってもらって、混雑を緩和するという手だてを考えております。
委員長	なければ、次に歳出の質疑を行います。９４ページ、議会費から質疑を行います。質疑ございませんか。なければ９５、９６ページ。高山委員。
高山委員	具体的に、一般管理費の中でということにも関係あるんですけども、ちょっと職員の採用といいますか、採用状況も含めてということになりますけれども、うちの町の障害者の雇用の促進に関する法律でいくと、法定雇用率というのは何パーセントかわかりになれば教えていただきたいと思います。
委員長	総務課長。
総務課長	お答えいたします。法定雇用率につきましては２．５％ということになっております。
委員長	高山委員。
高山委員	今の答弁ですけれども、多分、２．３％だと思うんですけども、現在、国、

地方公共団体の法定雇用率については2.3%と私は理解しているんですけどそれはいいんですけども、うちの町のこの障害者にかかわる法定雇用率というのは何%になっているのか、お伺いをしたいと思います。

委員長

総務課長。

総務課長

現在のパーセント、資料、内容ですね、確認しまして後ほど回答いたしたいと思います。

委員長

ほかございませんか。97、98ページ。99、100ページ。櫻井委員。

櫻井委員

100ページの4目町有林管理費の備品購入費であります。ドローン1台を購入ということで50万円が計上されておりますが、これは新聞、テレビ等によく見るんですが、どこでしたか、静内でしたか新冠でしたか、講習を何かやって飛ばしているというあれを見るんですけど、実際、平取町についてはどこがというか、産業課で使用するものなのか、それとも森林組合に貸し出すとかそういったことも考えているのかと、あとどのぐらいの人間がこの研修等を受けてこなすことができるのか、それとこのドローンをどういう目的で使うかということがよくわからない。これを使うことによって費用対効果というのかな、どのぐらいの経費が例えば削減されて、ということがよくわからないんですがその辺について教えていただけますか。

委員長

産業課長。

産業課長

お答えいたします。購入予定のドローンにつきましては、ファントムボウプロという機種を予定はしておるわけなんですけれども、どこでというのは産業課林務係というふうに考えております。研修につきましてはドローンそのものを飛ばすことに対して研修は必要ないというふうに聞いておりますので、ただ使い方は学習しなければなりませんから購入業者のほうからの研修は受けたいというふうに考えております。しせき建設等々でやっている研修とはまた別なものでありまして、それらについてはかなり高額なものになりますしそれをクリアしなければならないというものにはなっていないという法的な状況になっております。それと目的でありますけれども林務係につきましては、毎年冬季間に次年度の事業地、皆伐、間伐、除伐等の次年度の事業地について現地踏査を行っているわけなんですけれども、作業路を入れるために、その一つの山を歩かなければならないというかたちなんですけれども、ドローンを導入することによって、その現場から一度ドローンを飛ばして上からみることで、現状の作業路がどうなっているのか、どこのルートが生きていてどこのルートが通れないのか、それと山全体がどのようなかたちで、整地されているのか、簡単に見

ることができる。今まで1週間2週間かかっていた現地踏査が2日3日で終わるというかたちで、費用対効果についてはかなりあるかなと思います。またあってはならないと思いますけども、災害等々の場合でも使用することが可能というふうに考えておりますし、各課連携しながら必要なところには貸し出しをしたいというふうに考えております。以上です。

委員長

櫻井委員。

櫻井委員

よくわかりました。ありがとうございます。それと高額なものですんで、こういうのって例えば落下して紛失したとか、そういった時には保険ってどういうふうになっているんでしょうね。

委員長

産業課長。

産業課長

保険もあるというふうに聞いておりますし保険も加入する予定で、破損に対して当然補償する保険はありますのでそれに加入ということで、なるべく壊さないようなかたちで使っていきたいと思います。

委員長

櫻井委員。

櫻井委員

いいんですけど、この備品の中に保険料というか、そういったものが含まれているのかということがちょっと知りたいんですけど。

委員長

産業課長。

産業課長

初年度でありますので、全部ひっくるめてという言い方がいいのか、全部合わせての見積書の提出をしてもらっております、今の段階で。対人対物等々含めて最大5千万、対人については最大1億の保険に入る予定であります。

委員長

ほか、高山委員。

高山委員

ちょっと教えていただきたいんですけども、関連でドローンのところが出たんですけども、俗によく中山間等の事業の中でも飛行機飛ばして面積を測定するということがあるということで聞いているんですけども、このドローンが、機能としてそういうものにも使うことができるものとしてのドローンなのかどうか、その辺だけ。林務だけでなくて農政でも使えるだとか、そういうような例えば面積を測定するだとか、より飛行機よりは安くということになるんですけど、その可能性というのはどうなんですか。

委員長	産業課長。
産業課長	ドローンのカメラの性能でありますけども、かなり近年は良い性能のカメラが出てきておりますけども、今回導入するドローンのカメラについてはそこまでの機能は付いておりません。そういうカメラを購入することによって、アタッチメントでつけることで、面積等、地上物の測量は可能になるわけですけども、かなり高額なものになりますので現段階では考えておりません。
委員長	ほか、ございませんか。なければ１０１、１０２ページ。四戸委員。
四戸委員	１０番四戸です。１０１ページの１２節の役務費保険料、このことについては山林保険であるということは説明で伺っておりますけれども、一つ聞きたいのは、このときの説明の中で要するにこの保険料が１０年分である、１０年に１度の保険のかけ替えであるとの説明でしたがなぜ１０年分なのか。この辺この間、聞き漏らしたのかちょっとあれですのもう一度伺いたいと思います。
委員長	産業課長。
産業課長	正確には１０年ごとの更新で２０年まで保険に入っております。２０年生まで。これは平取町として町有林経営ずっとやってきておりますけども、当初から２０年まで入れるということで、それは２０年生まではかなり木自体が弱いので、風雪害に対して弱いと。それ以降であれば一定程度、倒れないわけではありませんけれどもかなり木自体が丈夫になってくるので、被害等は少なくなるのではないかとということで、費用対効果の部分もありますので４０年生までかけることは可能でありますけども、そこまで保険料をかけてというところの判断だというふうに思っております。若齢級２０年までは保険料をかけて山火事、風雪害の対応に備えております。
委員長	四戸委員。
四戸委員	わかりました。それともう一つですね、言い忘れていたんですけども、例えば１０年間山林保険入ったとして、途中で、町でまた山買ってという場合も出てくる可能性はあると思うんですよね。その場合は保険料というのは追加保険になって入っていくのか、その１０年分の中に含まれているのか、その面積的なものはどうなのかということも一つ聞きたいと思うんですけど。
委員長	産業課長。
産業課長	新規に最近も山を購入しておりますけども、あくまでも保険に入れるのは人工

	林のみでありまして、購入したところについてはその翌年、２０年まで行っていない人工林であれば森林保険に入るという手続きをとっております。
委員長	ほか、丹野委員。
丹野委員	丹野です。同じページの工事請負費なんですけど、去年も冬期間雇用対策事業で枝払い事業をやったんですけど、今年、町長の方針にも出てこないし、この予算にもないんですけど結構利用していると思うんですけどその辺についてはどう考えていますか。
委員長	産業課長。
産業課長	いわゆる緊急雇用事業冬期間の枝打ち及び枝条巻き等をこの間やってきておりますけども、今年２９年度で、ある程度の現地が終了したということで３０年度は計上しておりません。枝打ち及び枝条巻きをやる現地がなくなったというふうにご理解いただければなと思います。２５年から循環型経営ということで皆伐を行ってきておりますので、後５年経つと３０町伐ったものが１１年目で枝打ちの事業ができますので、そのころから枝打ちの事業についてはまた新たに起きてくるというかたちになります。以上です。
委員長	丹野委員。
丹野委員	この枝打ち事業、結構働いている人はいると思うんですけども、町有林ばかりでなくて他の山というか、民間も活用してということにはできないんですか。
委員長	産業課長。
産業課長	町有林であるのでできるので、一般民有林にということになりますと、他の人が持っている財産を町が育成をするということになりますので、そのところは厳しいかと判断します。
委員長	ほか、中川委員。
中川委員	今、丹野議員と似たような質問になるかと思いますが、今まで聞いてみて枝打ちのことはわかりました。しかし冬期間雇用対策として、やっぱりあと５年ぐらいしたらまた枝打ちが始まるのではないかということなんですけども、それまでに何か、行政としては考えていないのかということをお聞きしたいと思います。

委員長	副町長。
副町長	この枝打ち事業が始まったこと、今質問にありましたとおり冬期間の緊急雇用対策ということでございます。こういうかたちでの雇用対策のみならず、やはり必要があれば町として実施するということになろうかと思えますけれども、その辺の雇用者と言いますか就業者等の実態等も把握して、そういう実態が把握できたうえでどういった就業のタイプと言いますか、かたちを町が用意できるかということも検討させていただいて、ぜひ対応できればと思っていますので、今こういうかたちでということはなかなか答弁できませんけれどもその状況に応じてぜひ検討させていただきたいと思っています。
委員長	中川委員。
中川委員	私もそう思うんですけども、今は産業課だけにかかわっているのではないかと思いますけど、これをまた観光課とかそういうところにも、仕事があるかどうかそういうところも確認した上で、これからのことを考えていってほしいなと思っています。
委員長	ほかございませんか。なければ１０３、１０４ページ。１０５、１０６ページ。松澤委員。
松澤委員	２款１項９目１９節負担金補助及び交付金、１０６ページです。この中の民間賃貸共同住宅整備費助成金について伺います。減額となっておりますけども、需要があるように思っております。若い人とか転勤する方にもかたちを変えるなどしながら、まだまだ住宅に関することは検討、予算付けしてほしいと思っております。それでこの金額で走るのかもしれませんが、応募が多くなった場合に補正していくというお考えがあるのかどうか伺います。
委員長	まちづくり課長。
まちづくり課長	それではただいまのご質問にお答えいたしたいと思います。今回、計上した金額につきましては、今年の実績に基づきまして１２００万円ということで今年とか去年あたりの実績に基づいて計上させていただいております。それであと、これにつきましては、今議員おっしゃるとおり、もし予算オーバーするようなかたちの申請が上がってきた時については理事者と協議しながら対応していきたいなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。
委員長	松澤委員。

松澤委員	よろしくお願いします。あと同じようなことになるんですけども、なかなか予測できないものだとは思っているんですけども、その下のほうにあります起業家支援対策補助金なんですが、平取町で起業していただくというのはなかなかの勇気と熱い思いとお金が必要だとは思いますが、それを応援するのに何か100万円ではすごく少ないと思うんですよね。例えば、店舗を改装して起業したいと思う場合、洋服店などをしていたお店に飲食店をやりたいという考えになる時に水周りの整備とか、そういうことをする場合すごくお金がかかること、具体的に言うとそういう場合もあると思うんですよね。それで100万円というのは、なかなか本当に応援しているのかなというぐらいの金額にしか思えないので本当に考えてほしいなという予算ではあります。あと先ほどと同じように、この予算ですけども、なかなかいないと思いますけども、人数的にも増えるという場合には補正という考え方もして欲しいんですけどもその考えはあるかどうか伺います。
委員長	まちづくり課長。
まちづくり課長	まず予算の金額の増額についてはなかなか今までの経緯もありますし、個人的な財産の取得に対する補助金になりますので増額というのは難しいかなというふうには考えております。また申請件数が増えた場合、これについても29年度もそうだったんですけども、もし需要があればこれについては補正を組むようなかたちで対応はしていきたいなというふうには考えております。
委員長	松澤委員。
松澤委員	起業というのは個人の財産にはなるとは思うんですけども、そこまで儲けられるような起業というのはなかなかないと思いますので、ぜひ、その心意気に免じて何とかもう少し増やしてあげてほしいとは思っています。あと、その中のペレットストーブの導入経費のことなんですけども29年度の実績を教えてくださいと思います。
委員長	まちづくり課長。
まちづくり課長	ペレットストーブにつきまして29年度1件でございます。
委員長	よろしいですか。松澤委員。
松澤委員	このペレットストーブの補助金は20万円なんですけども、このペレットストーブの導入経費の補助金というのは、ずっと続けていくお考えなんですか。

委員長	まちづくり課長。
まちづくり課長	当面はこのまま続けていく予定でございます。
委員長	ほか、高山委員。
高山委員	高山です。同じく19節のなかで、まちなみ景観形成事業補助金ということで、300万円ありますけれども、これはどんな事業の内容でどこに補助を出すのかということをちょっとお聞かせいただければと思います。
委員長	まちづくり課長。
まちづくり課長	これにつきましては現在二風谷の再整備事業をやっている関係で、二風谷地区の修景ということで店舗等にちょっと補助金を出していきたい、国の補助金をいただきながら出していきたいなというふうに考えております。
委員長	高山委員。
高山委員	これはあれですか、そしたら二風谷地区の今回いろいろと整備をしていますけれども、そこにある店舗等に、景観形成をするために各お店等に補助をするという内容なんですか。
委員長	まちづくり課長。
まちづくり課長	ちょっとまだ具体的に詰めてないですけど、修景ということで外観だとか、そういうのをやっていただけたところに対して、リフォームとは違いますけども改修に対する補助金というかたちになります。
委員長	高山委員。
高山委員	この今言われている景観形成事業補助金については、要綱なりそういったものはもうあるということの捉え方でよろしいですか。
委員長	まちづくり課長。
まちづくり課長	現在、要綱を作成中でございます。

委員長	高山委員。
高山委員	今のはわかりました。今年…なかなかよくわからないんですけれども、ずっと下に日高文京区交流事業負担金ということで、これは昨年にはない事業なんですけれども、ちょっと説明があったんではないかなと思うんですけれども、この内容等についてお知らせいただければと思います。
委員長	まちづくり課長。
まちづくり課長	これにつきましては29年度で、補正予算で対応させていただいているところがあるんですけれども、29年度に北海道町村会と東京23区の区長会のほうでそれぞれの区長会で連携して何かやってみようということで、日高の町村会につきましては文京区と連携をしてやっていくということで、29年度につきましては、7月にほうずき市かなにかがあったときに管内から7町全部行って見学と向こうの職員と交流しております。また11月と12月、2班に分けて文京区のフェスティバルみたいなのがあって、その物販ということで、うちの町からも11月に物販等を行っております。また12月にも同じようながありまして、これは違う残りの3町が行ってやっているということで、そういうことで日高管内の各町と文京区が交流するということで、30年度につきましても同じようなことで、こちらから向こうに行くということと逆に今度向こうからこちらにも来ていただくということを考えて事業を進めております。以上です。
委員長	ほか、千葉委員。
千葉委員	11番千葉です。106ページの15節工事請負費についてお伺いしたいと思います。先だっても小平のほうで携帯電話の鉄塔が完成し、大体これで網羅したのかなとは思っていますけれども、今現在、状況的にだいたい全世帯がこういった携帯の電波の恩恵を受けられるような状態になっているのかどうかということが1点と、それと時々聞かれることでありますけれども、きりがないといえなきりがないのかなと自分でも思っていますけれども、例えば幌毛志から富内へ抜ける、自治体が変わるわけですけど、むかわ町とそれから平取町の峠あの辺は全くNTTの関係では、いわゆるドコモの関係では全くつながらないような状態、それから振内から貫気別も同じような状態ということで、狭間になっている部分があるんですけれども、そこまでどうのこうのと細かい話は別としても、まず世帯で恩恵を受けているのが、平取全世帯、今回の小平の完成でなっているのかどうか。もしなっていないとしたらどの地区なのか、その辺のことについてお伺いしておきたいと思います。

委員長	まちづくり課長。
まちづくり課長	今回の小平地区の整備によりまして平取町の不感地帯は解消したという認識であります。つながらない世帯はないという、住宅でつながらないところはないというふうに認識をしております。そういう調査で一応今回最終的に小平をやったということになっております。
委員長	千葉委員。
千葉委員	わかりました。それでさっきの問いかけによるんですけども、例えば町をまたいでむかわ町とか平取町、あるいはその町内でもそうなんですけども、他町との狭間になって、いわゆる道路を走行している、運転しているとき、移動通信という観点から捉えれば、その辺は自治体間の話し合いによって何とか解消できないものかなと思っているんですけど、そういった協議はいまだかつてないと思うんですけどもその辺の考え方はどうなんでしょうかね、伺っておきたいと思います。
委員長	まちづくり課長。
まちづくり課長	今回、町で整備した事業につきましては、ある程度世帯がないと、住宅が建っていないと町ではなかなか整備ができないという補助メニュー的にもありまして、そういう道路のところにつきましては基本的には国だとか道路管理者だとか、あとは通信事業者のほうで対応していただくしかないのかなというふうに考えております。それについては要望があれば、うちのほうから通信事業者だとかのほうにそういう不感地帯をなくしてくれというようなかたちで、要望があるところについては要請はしていきたいなというふうに考えております。以上です。
委員長	千葉委員。
千葉委員	この工事請負費、最後の質問になりますけどもお伺いしていきたいなと思うのは、平成29年度のほうでは情報通信設備増設工事というかたちの名称で予算、歳出にみているわけなんですけども、今回、情報通信基盤整備工事というふうに名称が変わっております。多分、W i - F i とか光ファイバーの関係かなと思っているんですけども、これは何かこう、いわゆる基盤整備工事とそれから増設工事の名称変更、単なる名称変更なのか、何が違うのかちょっと理解しきれなかったものですから、このことについてお答えいただければありがたいと思います。

委員長	まちづくり課長。
まちづくり課長	これについては名称を変えたというわけではなくて、情報通信基盤整備ということで光ファイバーの増設といいますか、今ある程度引いているんですけども、新規に例えば光ファイバーを引きたいといったときに、幹線部分がいていないところがたまにあるんですよね。そういうときにはN T Tが引き込むために必要な幹線を、町のほうでそこまで延ばしてやらなければいけないというところがありまして、そういう部分が出てきたときにこの工事費でやっております。また、新たに難視ということで、ケーブルテレビを敷設したいという世帯が年に1、2軒出てきております。そういう場合の敷設経費ということでみております。
委員長	ほか、井澤委員。
井澤委員	5番井澤です。106ページの先ほども質問に出ていましたペレットストーブのことについてお伺いしたいんですが、平成29年度は1件の実績があって30年度でこれ20万とありますが、1件分か2件分かわかりませんが、町内の公共施設、民間を含めて、ペレットストーブの普及状況というのはどのようにとらえておられますか。
委員長	まちづくり課長。
まちづくり課長	その辺のデータについてはちょっとおさえておりませんので、うちのほうで補助した分についてはわかりますけれども、それ以外に個人的に入れている方についてはわからない状況でございます。
委員長	井澤委員。
井澤委員	補助した状況についてお知らせください。
委員長	まちづくり課長。
井澤委員	ただいまデータがないので後ほどお知らせしたいと思います。
委員長	井澤委員。
井澤委員	一緒に役場関係施設とか、公共施設で使っているものについての台数もお知らせいただければと思います。

委員長	ほか、松原委員。
松原委員	2番松原です。105ページの14節の使用料及び賃借料でシャトルバス待合の、これは場所どこでしょうか。それと去年よりちょっと上がっていると思うんですけど。
委員長	まちづくり課長。
まちづくり課長	シャトルバスの待合所の借り上げ料につきましては、場所は第2ゲートといいますか、シャトルバスの終点のところにお客さんを乗り降りさせる場所にプレハブを借りて置いているということで、これにつきましてはちょっと金額増えている部分についてはトイレの分だとか、その待合所の分ということで今回増えているということになっております。
委員長	ほか、四戸委員。
四戸委員	105ページ13節の委託料でデマンドバスの運行業務でございますが、先ほどちょっと担当課のほうへ伺いましたけども、これはリースの車となっているというふうに伺いましたけどもリースでよろしいのでしょうか。
委員長	まちづくり課長。
まちづくり課長	リース車両でございます。
委員長	四戸委員。
四戸委員	それでは、リース会社から借り上げている、運行業務は委託をしているということだと思うんですけども、普通で言えば保険関係はすべてリース会社が、例えば自賠責だとか任意保険だとかそういうものはリース会社がもつのが普通なんですけどその辺のことはきちんとなっているのでしょうか。
委員長	まちづくり課長。
まちづくり課長	任意保険も含めてリースをしております。
委員長	四戸委員。
四戸委員	そうしたら自賠責も任意保険もリース会社ということでよろしいんですね。わ

かりました。そのほか、ここではないんですけども公用車もありますよね、たくさん。これはデマンドバスじゃないんですけども、どこで管轄しているのかわかんないんですけど、リースしている公用車もそういう考え方でいいのかな。

委員長

総務課長。

総務課長

お答えいたします。リース料のなかに入ったかたちで契約をいたしております。

委員長

ほか、四戸委員。

四戸委員

次に106ページの19節、先ほど松澤議員が質問していた民間の共同住宅についてちょっとお聞きしたいと思いますけども、実は平取には高校と道立関係の養護学校がございます。高校へ行ってお話を聞いたときに、実は地元に住生活している人はあまりいないんだということを校長先生から伺ったことがございます。どこから通っているのか聞いたら、札幌から通っている人も中にはいるんですけどもほとんど富川。その原因は何なんだと聞いたら、やはり今の若い人達はやっぱり水洗トイレなんです。例えば道立の学校でも上に道の住宅があるんですけども、水洗でないものだから、そこに生活しないで富川から通ってきているというのはこういうような実態なんですよね。だから、そういうこともあるので、29年度からみたら助成金が1200万円、800万円ほど下がっているんですけども、やはりそういうニーズといいますか、そういう実態も調査しながら予算化していくのがよろしいんじゃないかと思うんですけども、その辺どういう考え方で29年度をみて、30年度で800万円削ったのか伺いたいと思います。

委員長

まちづくり課長。

まちづくり課長

これにつきましては、当初この事業始めたときに30戸という目標を立てて事業を進めております。件数的にはだいたい30戸程度、もうほぼ充足されてきているかなというのもありまして。ただ、まだそういう需要があるというの、こちらのほうは承知しておりますので引き続き事業を進めていくと。ただ29年度、28年度の実績からいうと、実際に補助金を出しているのが今年については660万円ほど、昨年度についても1200万円程度ということで、アパートを建てる場所もなかなか無いというような現状もちょっとありまして、うちのほうとしては、1200万円程度あれば今の需要には応えていけるのではないかとということで、1200万円ということで計上させていただいております。

委員長	四戸委員。
四戸委員	わかりました。先ほども話したんですけども、今さっき事例で言ったのが高校なんですよ。なぜ私がそんなこと言うかといったら、これは高校の校長先生の話なんですけども、新しく建てたところに電話でお願いするんですけども、結局、断られるんですと。断られる理由は何ですかと聞いたら、結局、学校の先生というのは転勤族ですから、それで2年に1回か3年に1回にはなると思うんですけども、要するに転勤する方は3月に出てしまっ、次、月で空く期間が2カ月かそのくらい出るから業者はそういうことを避けているということなんですよ。だからその辺も含めたなかで今後やっぱり、そういう実態調査をするべきじゃないかなというふうに思っているんですけども、もう一度その辺の考え方を伺いたいと思います。
委員長	町長。
町長	道立の高校の住宅の改善ということで、水洗化されてないというのは承知してございますので、これらについては基本的には住宅に入ってもらおうということで、そういう改善を関係機関のほうに要請したいというふうに思っております。
委員長	ほか、高山委員。
高山委員	高山です。同じく19節のなかで空き家対策推進事業補助金なんですけども、これ先般ちょっと商工会等に行って聞いてみると商工会的にはきちんと空き家、空き商店のそういったものを押さえているんですけども、町も空き家バンク的にそういったものを備えているのか。例えば今、空き家バンクみたいなものにどれぐらいの件数の登録をしているのかというのがあればちょっとお聞きかせいただければと思います。
委員長	まちづくり課長。
まちづくり課長	空き家バンクについては、一応制度的には持っております。ただ、今現在登録されている住宅はございません。29年度に全町的に空き家の調査をしておりますが作業は遅れているんですけども、今後空き家の所有者に対して意向調査のようなものをしてバンク登録できないかということで事務を進めたいというふうに考えております。
委員長	高山委員。
高山委員	この推進事業の補助金50万円というのはどのようにどこへ使うのか、今調査

する部分だとか登録する部分についてはあまり経費かからないように思うんですけども、この50万円というのは補助金というかたちですので、どこに対して補助金を出すのかちょっとお聞かせいただければと思います。

委員長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

この補助金につきましては空き家バンクに登録している住宅を改修して住もうという方に対する補助金ということになります。

委員長

高山委員よろしいですか。休憩します。11時再開いたします。

(休憩 午前10時46分)

(再開 午前11時00分)

委員長

再開します。休憩前に引き続き105、106ページ。質疑ございませんか。櫻井委員。

櫻井委員

櫻井です。高山議員の関連なんですが、19節の空家対策推進事業補助金の50万円の減となっているこの補助金についてであります。先ほど課長の答弁の中で今登録されている家はないという答弁がございましたが、これ無いのではなくて調査をしていないと私なんかは思うんですね。登録されていないというか空き家がないわけではなくて、本町の商店街においても何店舗かありますし、これ調査の仕方が悪いのか、言い方悪いですけど、まちづくり課できちんと調査してないんじゃないかというふうな私は判断をしているんですよね。情報公開もしない、結局それこそ資料も持っていないということで、いきなり100万円の予算を50万円にするということはちょっと早計だと思うんですがその辺についてお答え願えればと思いますが。

委員長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

空き家バンクに登録しているのが今現在無くなったというか、登録してあったのが他の所に売れたりなんなりして無くなったというのが現状でございます。今櫻井議員言われたように、調査のほうは空き家として調査はしているんですけども、それをバンクに登録していただけるかどうかというのをこれからその所有者の方に対して意向調査のようなものをして、できれば空き家バンクに登録していただいて、使いたい人がいれば使って貰うようなかたちを取りたいなというふうなことで今作業を進めているところで、一応町内の空き家らしい住宅について調べてはあります。

委員長	櫻井委員。
櫻井委員	失礼ですが、何軒に対して何軒がその登録できないという結果だったのか、お教え願いたいと思いますが。
委員長	まちづくり課長。
まちづくり課長	登録できないというかですね、一応空き家バンクについては所有者の方からの申し出で登録するものですから、うちのほうで勝手に登録というふうにはできないものですから、今空き家だと思われる住宅について、その所有者を今調査しましてその所有者に対して、この家が空き家だったら空き家バンクに登録してくれませんかみたいな意向調査で、データを整理していきたいなというふうに考えております。
委員長	櫻井委員。
櫻井委員	私が言っているのは、29年度でどのぐらい調査をきちんとして、それに対する所有者が登録しなくてもいいですとかっていうことを実際にしてきたのかということを知りたいのであって、今後どういうふうにしていきますということを知っているわけじゃなくて、今までの課長の答弁を聞きますと私自身はこれまるっきりしてないなというふうに感じとられるものですからこういう質問しているんです。
委員長	まちづくり課長。
まちづくり課長	ちょっと今データがないのであれなんですけど、空き家の件数はひろってある数字がありますのでそれについては後ほど、うちのほうでこれは空き家ではないかと捉えている件数は押さえております。ただその先に所有者のほうに対する意向調査がまだできていないという状況ですので、空き家の状況は調査が済んでいるんですけども、そのあとの事務が進んでいないという状況でございます。件数については後ほどお知らせします。
委員長	櫻井委員。
櫻井委員	だからその実績に基づいて何でそれ、何もやっていないって失礼ですけど、これ100万円の事業費が50万円に下がったのかと意味がわからないんですけど。簡単に50万円削減したというのは本当に早計に過ぎると思うんですけど、それについてはどうですか。

委員長	まちづくり課長。
まちづくり課長	これにつきましても、実績のほうは28年度から作ったんですけれども、28年度、29年度2軒ということで確か予算計上させていただいたんですけれども、利用者が今のところいないということで、とりあえず1軒分の予算を確保して、出てくれば先ほども言いましたけれども、理事者とも協議しながら対応はしていきたいなというふうには考えております。
委員長	ほか、井澤委員。
井澤委員	105ページの報酬のところで、2番目にバイオマス利用活用計画策定委員会委員報酬11名15万円ということがあるんですが、この委員会はいつから活動をしていて、そして最新の報告書などでどのような状況がわかっているんでしょうか。
委員長	まちづくり課長。
まちづくり課長	この委員会についてはちょっと今手元に資料がないのでいつからというのはないんですけれども、29年度につきましては今月末3月28日に、今年度分の委員会を行う予定になっております。内容については、平取町におけるバイオマスの、今委託事業でやっているんですけれども、そのバイオマス事業の具体的な検討について審査するというかたちになっております。
委員長	井澤委員。
井澤委員	私が失念しているのかもしれませんが、常任委員会等について、これは各年というのか報告書のようなかたちで報告はされてきているんでしょうか。
委員長	まちづくり課長。
まちづくり課長	28年度はこのバイオマス委員会を開催しておりませんので、特に報告等はしておりません。
委員長	ほかございませんか。鈴木委員。
鈴木委員	先ほどから質疑の出ております19節民間住宅整備助成金、これについて伺いたいと思います。先ほど四戸委員からお話ありましたように、高校の例としては、私もたまたま同席しておりましたので伺ったわけでありすけれども、富川から通っている方々については、單身の方にしてみると、先ほど町長は浄化

槽設置を要請するという話もされておりましたが、実はその一戸建ての家というのは非常に広すぎて余すんだということも、選ばれない理由の一つということで上げておられました。それで先ほど四戸議員も言いましたけれども、新しいこの賃貸住宅ができた時に応募はするんだけど当たらないんだと。その理由は先ほど四戸議員が述べたようなこともあるんだと思います。だから実際に平取に住むところがあれば、住みたいと言いますか、住んでいいという考え方を持っているという、そういうことだと思うんですね。これまたま高校の住宅・教員の方々ということで話を、今自分がしているのもそういうことでありますけど、そういう点からいいますと養護学校、そして本町には中学校・小学校があって、そういう地方から通っている、あるいは近隣の富川あたりから通っているという方々がどのくらいいるのかということについての把握と言いますか、そういうことはされているのかどうなのかということについてまず伺いたいなと思うんですけどいかがですか。

委員長

副町長。

副町長

お答え申し上げます。ざっくりした数字ではございますけれども、今回のＪＲ日高線の廃止に伴うそういった資料の中に約３００人程度がよそから、職場は平取ですけれどもよその町から通っていると、そういうようなデータがございます。

委員長

鈴木委員。

鈴木委員

予想していた数字とは全然違うぐらい大きい数字なのかなと思いました。ということで建てる人がどんどんいるかどうかということもあるんですけども、やはり住むところがあれば当然平取町の住人になっていただける、そういう意味では過疎対策に幾らかつながる、そういうことじゃないのかなということから言いますと、やっぱりそういう数に対する、そして本当に需要としてのどの位あるのかということについての調査そのものは、私はやっぱりやるべきだと思うんですよ。その上でやはり、この住宅、こういう住宅に住みたいという意向があるとすればやっぱり建てて、今までも建てていただいている業者の方々にさらにそういうことがお願いできないのかどうなのかということも含めて十分協議を進めていただきたいなというふうに思いますので、これについての考え方、先ほど一定程度、予定程度の戸数については建てたということが担当課長のほうからありましたけれども、そういうことではなく、やはり実態をもう少し見て本当に平取町の住民になっていただける方にはやっぱりなっただく、そういう姿勢で臨んでいただきたいなと思っております。

委員長

町長。

町長	これらについては家主の稼働率の問題があって、少し空白ができるということは四戸議員のほうからお話あって承知しましたので、いずれにしてもそういった状況がどうなのかということを家主にもお聞きをして状況把握したいのと、また本当に３００人ということでございますけれども、本当にどれぐらいの方の需要があるのか、そういったものも状況を把握しながら、前段の家主のそういった状況に対して対応できるのか、そういったことも踏まえてもう少し内部で検討させていただきたいと思います。
委員長	ほかございませんか。なければ１０７、１０８ページ。１０９、１１０ページ。千葉委員。
千葉委員	１１番千葉です。１１０ページのアイヌ文化情報センター費の部分で１３節の委託料、それから１４節の使用料及び賃借料という部分でお伺いをしたいと思います。平成２９年度の部分では、除雪機械の借り上げ料として６４万８千円が計上ありましたが、今回いわゆるこの部分が賃借料から消えまして、１３節の委託料のほうに除雪業務委託料という部分で新たに生まれてきているわけでございますけれども、その内訳を知りたいなと思うのは、借り上げた部分では予算的には平成２９年度が６４万８千円と。新たに今回計上されている部分の除雪業務委託料というのは９０万５千円で２５、６万円上がって、多分同じ扱いの項目だなというふうに理解しているんですけども、この内訳、内訳についてご説明をいただきたいと思います。
委員長	文化財課長。
文化財課長	千葉議員のご質問に私のほうからお答えさせていただきます。まず平成２８年度あるいは２９年度までですが、これまでは博物館前がご存じのとおり広い駐車場でその除雪と、それからトイレの前、国道側のところの駐車場ですね、その二つを分けて使用料及び賃借料で除雪をしておりました。この平成３０年度の予算につきましては、今現在、駐車場のあったところが緑地化のための工事がされていまして、北側のほうに縦に駐車場が長く延びております。わかりですか。その駐車場と、それからできるであろう緑地化の中に園路、人が歩くための園路が造られます。そのところの面積がこれまでに比べると、大きな機械では除雪ができなくなったために小さな除雪機で、延長だけ手間がかかってしまうということの積算で、平成３０年においては使用料をやめて、備品を購入して除雪機を購入して、それで委託をもって除雪作業をしてもらうための積算で費用はかわっております。よろしいでしょうか。
委員長	千葉委員。

千葉委員	…ということは課長あれですか、除雪業務委託料というのは機械を何かリースか何かで借りるの、それとも買ってしまうんですか。何かよくその辺のからくりがわからないんですけども。委託をするということは、どこか業者に預けてこの委託料としてお支払いになるということなのか。そして借り上げは今まで、借り上げるよというかたちをとっているのであれば、どなたから借りていたのかなというのもちよっと、内訳がわからないものですからその辺のからくりだけお知らせいただきたいと思います。
委員長	文化財課長。
文化財課長	これまでは観光振興組合に使用料をお払いして、自分たちで持っている除雪機あるいは大型の機械で除雪をしていただいております。それで使用料で払っております。３０年におきましては先ほど説明しましたとおり、園路の幅が狭くて大型の機械は購入しないと今持ってるものではできないということです。どこに委託を出すかは別としましても文化財課のほうで備品として小型の除雪機を購入し、それを貸し与えるかたちで委託の業務の中で除雪をしていただくという仕組みを考えております。
委員長	千葉委員。
千葉委員	…ということは単純に考えると除雪業務委託料の９０万５千円ですか、これについては小型の除雪機、人間で多分押す除雪機だと思うんですけど、それを購入して、それに作業の手間賃も入っているという合計が９０万５千円という理解でよろしいですか。
委員長	文化財課長。
文化財課長	そうです。機械はこちらで購入しますが燃料と手間賃は委託した業者が自分たちで賄って、延長の面積が非常に大きくなってしまいますものですから、それで割り増しになってしまっているということです。
委員長	千葉委員よろしいですか。千葉委員。
千葉委員	１８節の備品購入費ありますよね、二風谷工芸館用備品、これは何の内訳ですか。
委員長	文化財課長。
文化財課	これが小型の除雪機の備品にあたります。

長 委員長	千葉委員。
千葉委員	それではあれですか。除雪業務委託料の中には機械の購入含めていうことではなしに、あくまでも備品として60万5千円が機械の購入費であって、委託料が90万5千円という理解でよろしいのでしょうか。
委員長	文化財課長。
文化財課 長	そのとおりです。情報センターの費用で備品あるいは文化財課の関係でになっていますけども備品を購入してそれはうちの財産として、委託の場合ですと雪が10cm以上積もらないとなかなか業務としてやってもらえないんですが、そうでなくても除雪をする必要性がありますので、それらはこちらでもっている備品で自分たちが除雪しますけども、10センチ以上積もった場合については委託業者にうちで持っている除雪機を使用してもらって、燃料とそれから人、時間については園路の中を除雪してもらうという委託になります。
委員長	千葉委員。
千葉委員	今初めて内訳がちょっと理解できました。というのは、項目があって何節かとあって、説明の中にはやはり除雪機購入費とストレートに私は載せていいのかなと。なぜかと言うと、平成29年度の場合は同じく二風谷工芸館用備品ということでこれで6万5千円の計上で、同じ項目になっていて何で60万5千円なのかなと、やっぱりどうしても我々チェックしていくなかでは何の備品購入なのかなというふうに思ってしまうわけですね。ですから、さっきみたいな質問を何回も重ねなくちゃいけないような状況になってしまうわけですよ。ですからあらかじめ、面積も広がったり大型の機械が使えないよという部分もからくりとして内訳としてわかりましたけども、やはり説明のところでは改めて機械を買ったりこういったもの買うよというんだから、できればですよ、やっぱりきちんと載せていただきたいな。ほかの項目もすべてそう思っていますので、答弁は要りませんけどもとりあえずそういうことでお願いしたいなと思っていますけど、どうでしょうかね。
委員長	総務課長。
総務課長	できるだけ議員言われた方向で検討させていただきたいと思います。
委員長	千葉委員。

千葉委員	自分の聞き方もちょっとまずかったなと思うんですけども。それと除雪の場合どうしても一般の町道やなんかもそうなんですけど、10センチ以上降った場合とか、例えば基準になっている積雪ってあると思っているんですよね。今回想定したこの歳出の予算については、年間何回ぐらい出動する予定というふうに見込んで計上しているのかその辺の内訳もちょっと教えてください。
委員長	文化財課長。
文化財課長	詳細の見積もりをとったのは細かい話ですけど、観光商工課で取っていますので、私のほうでは細かいところまで把握していませんけど、今現在は年間10回を予定しているはずです。
委員長	千葉委員。
千葉委員	観光商工課のほう、それについて何かお答えいただけることあれば聞いておきたいと思います。
委員長	観光商工課長。
観光商工課長	10回で予算とっています。
委員長	千葉委員。
千葉委員	…ということは1回当たりの単純に費用というのはどのぐらいで計上していますか。計算すればわかるんですけど。なぜそういうこと聞くかというと、今ちょっと議長隣でも言っていたんですけど積算のやっぱり根拠なんですよ。それをやっぱり出してもらわないと我々に、さっき言った説明等の中にも内訳がまず機械購入、新規に購入するものはやっぱり除雪機購入というようなかたちで購入費と出ているわけですから、そういったことと、それと積算の根拠は例えば1人でやる分で見ているのか、除雪って複数である場合もありますよね。例えば誘導員つけたり。手で押す機械、小さい機械というふうに理解すればあれですけども、それでも2人ぐらいで年間10センチ以上の積雪があったとき、そういった積算の根拠、人数、その根拠がやっぱりちょっと知りたいんですよね。
委員長	文化財課長。
文化財課長	私のほうからちょっと説明させていただきます。先ほど説明不足だったかもしれませんが、まず一つは北側のほうの新しくできた駐車場、こちらのほうが

小型の除雪機じゃなくて従来どおり大きな除雪機でできますので、面積とそれから平米単価かけまして10回で概ね36万8千円ぐらいのお金がかかります。それからトイレの前の駐車場も、平成30年度には一部工事が予定されますが、こちらのほうも2400円の平米単価と10回で約22万3千円を見込んでおります。それから先ほど言いました園路内ですが、こちら面積とそれから単価をかけて約10万8千円ぐらいを見込んでいまして、そのほかに先ほど言った園路の中はその小型の除雪機はこちらで用意しますけども、そこで労賃とそれから概ね全部やっていたら5時間という時間と、それから小型除雪機の燃料は自分たちで入れてもらうということで、その園路の中でだいたい9万9700円見込んでいまして、それが総額合わせますと委託料の金額になるというふうに見込んでいます。

委員長

千葉委員。

千葉委員

わかりました。そういったかたちで今丁寧に説明受けると、一つ一つわかってくるわけですけども、こういった部分の予算というのは私は流動的なものがあるって逆に言うと補正を組んで足りなかったら当然やっていかなくはないし、逆に積雪がなくて少なくて不用額という部分も出てくるだろうし、その辺は我々としてもしっかりと注視していきたいなと思っていますので、積算の根拠、それから物を買うときやっぱりできれば何を買うのか、想像の世界でしかわからない部分がちょっとあるものですから、その辺の項目がやっぱりしっかりと説明の中に入れていただきたいという、これは予算書つくる上での要望でございますけどもよろしくお願ひしたいと思います。

委員長

ほか、松澤委員。

松澤委員

2款1項13目13節委託料の除雪業務委託料と、備品購入費の工芸館用備品のことについて質問をしようと思ったんですが、千葉議員の説明でかなりわかってしまいましたので、その続きから質問させていただきたいと思います。そのことについて聞いたかったんですが、例えばふれあいセンターの除雪業務委託料は30万2千円で機械持ち込みでとなっております。そしてまた公民館でしたら1時間の単価が1万1900円で2時間で6回14万2800円という除雪の使用料で、振内支所においては7千円で2時間16回諸経費もありまして28万2182円。山の駅は7100円9時間で諸経費が1.15、消費税もかけまして7万9364円。役場は1回2時間2200円で高齢者事業団にお願いしているということで、このようにすごく除雪費がかなりのばらつきと内容にばらつきがあるということで、同じ除雪の仕事をお願いする上でこれはどういう、先ほど千葉議員も言うておりましたけども、根拠というのはどこにあるのかなという疑問と、ある程度基準があつてその部分でいろんなそこに応

じたものが、理由といいますか、そういうことでその差が出てくるというものがあるにしても、その基準はきちんとしておいたほうがいいのではないだろうかというふうにちょっと感じたものですから、どこでお聞きしたらいいのかなということで、ここの金額がかなり90万5千円という金額だったのでここでお聞きしようかなと思っておりました。例えばふれあいセンターの除雪委託の場合はほんと30万2400円払ってしまったら、雪が多くても今年のような感じでもこのままでいくのか、あと何時間何回ということについては、回数によって予算はこれだけでしたがこんなに雪が降ったので、今回これだけ出てもらったのでこのくらいオーバーしましたという理由にはなると思うんですが、そういうふうになんていうか少ないほうにあわせるという気持ちは全然ございませんけれども、同じ仕事であれば同じような根拠を持ったやり方を、課が、科目とか別でもそういうものが必要ではないかなと思ってご質問したかったんですけど、どなたかお答えいただけますでしょうか。

委員長

副町長。

副町長

除雪経費に関しましてはそれぞれの施設等で、例えばやっていただける方、受託される方とか、状況がそれぞれ違っていたというような経緯もございまして、予算の積算としてはその経緯を踏まえた単価設定といいますか、そういう積算になっているというところがございます。今、松澤委員ご指摘のあったとおり、やはりすべてとはいきませんが、やっぱり除雪に関しては機械の借り上げ料ですとか実際にやっていただくオペレーターの方の賃金ですとか、その辺のある程度の整合性といいますか、統一性は必要だなというような認識もございまして、今までの経緯を踏まえた実態を把握させていただきながら、次年度に向けてその辺の検討をぜひさせていただければと思います。

委員長

松澤委員。

松澤委員

ありがとうございます。あと今聞いて感じたことなんですけども、お話聞きましたら今、二風谷のこちらの場所でしたらすごくきめ細やかな除雪ができるという聞いていてそんな気がします。そこまできれいに除雪をすること考えながらやっているのと、ふれあいセンターでしたら本当に雪が多くて盛り上がってしまっていて、車を止める線の前のほうにまで雪が来ていて車の台数を止める場所がかなり少ない。あと公民館も基本的に自分たちで除雪して、それこそ大雪にならないと頼まない。でも駐車場の台数とかやっぱり減るというようなところが、もうちょっときちんと除雪するような考え方もあっていいんじゃないかなと思いますのでよろしく願いいたします。

委員長

副町長。

副町長	今年のこと例にとって恐縮なんですけども、本当に今年は例年にまして非常に多い積雪あったということもございまして、やはりその除排雪の場所で駐車スペースが減ってしまったというような実態もあったかと思えますけども、基本的に除雪に関しましては駐車場等に関してもやっぱり、もともとの台数を確保できるような除雪が望ましいということでございますので、それぞれの施設にいろんな事情があろうかと思えますけども、その辺は委託してやっていただける方等にもいろんな打ち合わせの中で配慮していただくようなことで対応したいというふうに考えてございます。
委員長	松澤委員。
松澤委員	10センチに満たなくてもかなりの量の雪がある場合は、機械を使ってやってあげるような感覚でよろしく願いいたします。
委員長	ほかございせんか。井澤委員。
井澤委員	5番井澤です。110ページ13番委託料のところの3行目、情報センターシステム保守委託料とありますが、これはどういう内容になってますでしょうか。
委員長	後ほど回答ということでよろしく願いします。井澤委員。
井澤委員	5番井澤です。この歳出の110ページについては13目でアイヌ文化情報センター費ということがありますが、今私が質問したところではアイヌがついてなくて情報センターシステム委託料とあって、そして一番下の備品購入費のところでは二風谷工芸館備品ということで、この施設の名称の正式な名称は多分アイヌ文化情報センターじゃないかと思うんですが、通称でいくと工芸館と呼ばれることが多いと思うんですが、こういう予算計上のときも、機能が分かっているから費目の名称が変わってきているのかもしれないんですが、この辺のところ統一した、何かの委員会で、この施設については愛称をつくってはどうかという提案が議員からされたようなこともあるんですが、建物は一つで中に機能があるんだけど、こう予算計上するときは機能に従って計上費目が上がってくるということ中では、何かわかりづらいところがあるように思うんですがその辺はいかがでしょうか。
委員長	副町長。
副町長	アイヌ文化情報センターに関しましてはこれを建てるときの補助要綱等にのった要綱を設置したということもございまして、実態としては二風谷工芸館とアイヌ文化情報センターという二つの名称を持つ施設ということでござい

	して、この辺についても非常に委員おっしゃるような紛らわしいというか、わかりづらいところもあるということで、今年度からアイヌ文化に関するプロジェクトチームの中で、この辺の要綱の統一も含めて今検討しておりますので、公募等についてはどうするかということもございますけども、ちょっと統一した名称等を今後検討できればなと思ってます。
委員長	井澤委員。
井澤委員	5番井澤です。その辺のところ、統一しないと二風谷地区の市街地改築をして展示等が見やすい施設になるけども、お客様来られたとき町民によって、それは工芸センターじゃありませんとか、アイヌ文化情報センターそれは知りませんかということにならないように、やっぱり明確な識別をして、先ほどの白老の博物館のこともありますけども、多分今年度白老の博物館が閉じられた後、平取に来られるお客様が大変増えるんじゃないかと思うので、その辺のところを率先してわかりやすい名称、あるいは看板等をつけるようなことが必要じゃないかと思いますので、その辺については取り組んでいただけますでしょうか。
委員長	副町長。
副町長	その辺も含めて、今、周辺の二風谷再開発、それから新しい共同作業所等も完成するということでございますので、それに見合ったというか、そういうような名前もぜひ検討させていただければと思います。表示等についても検討したいと思います。
委員長	ほかございませんか。なければ111、112ページ。113、114ページ。櫻井委員。
櫻井委員	3番櫻井です。113ページ14節の使用料及び賃借料、債権管理システム使用料184万6千円に対しての質問であります。昨年もこのページで同じような質問したんですが、平成30年度以降は86万円になると伺ったんですよ。それが今年また、171万1千円だったものが184万6千円となるということに対しての質問なんですが、私の聞き違いだったんでしょうか。
委員長	後ほど答弁ということで、よろしく願いいたします。ほかございませんか。なければ115、116ページ。117、118ページ。続きまして民生費、119、120ページ。121、122ページ。123、124ページ。125、126ページ。櫻井委員。
櫻井委員	先ほど歳入の中でも質問したんです。126ページの備品購入費のというか、

平取町民芸品共同作業所ということで質問させていただきたいんですが、確か3人ほどレーザーの彫刻ということで、先ほども言いましたけど講習を受けて、レーザーの彫刻機の使用、専門的に受けた人が3人ほどいますよね。違いましたか。いたはずなんですけど、その3人の中でも地元の方というのはあまりいなくて、聞くところによると活性化協議会の人間が得意だとか、専門についているというふうに伺ったんですが、今後この契約も含めてその方が地元に残る場合はいいんですけど、地元に残らないで契約されなかったということで、3年でしたか、3年後に例えばいなくなるといった時に継承の問題があると思うんですけど、その辺のこともこう配慮といいますか、考えてこの事業を進めているのかまず伺いたいと思いますが。

委員長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

まずレーザー彫刻機の関係ですけれども、今現在、実際使えるというのは民芸組合の、今、活性化協議会にいる方も民芸組合の組合員ですけれども、含めて2名から3名ぐらいというかたちになっています。このレーザーについては、なかなかしっかり使えるようになるまでには時間がかかるということで、そういう人数になっていまして、当初導入時期に平成28年度にはその講習なども行いましたけれども、なかなか短時間では覚えきれないという状況になっています。今後についてなんですけれども、30年度につきましては社会福祉総務費でも出ていましたけれども、実践型地域雇用創造事業については、第3期ということで、それも内示を受けておりますので、引き続き平成30年4月から事業を実施できるということもありまして、引き続きその事業の中では新しくできる共同作業場の利活用も検討できるということで、その中でレーザー彫刻機の利用もできるということで、この事業は3年間またありますので、基本的にはその方なり、その新しくできる共同作業場の運営にもかかわっていただきながら、引き続きレーザー彫刻機については活用していきたいということや、共同作業場についても、平成30年度は外構ですとか、機械の購入を行って、実際の本格稼働については31年というふうに思っていますけれども、その中で、レーザー彫刻機を使った、例えば一般町民相手の講習ですとか体験メニューですとか、そういうものも組み合わせながら利活用を図っていきたいというふうに思っています。そういう中で1人でも2人でも、レーザー彫刻機を使えるかたちを増やしていきたいと思っています。

委員長

ほか、櫻井委員。

櫻井委員

ちょっとよくわからなかったんですけど、今いる組合員の中に地域活性化協議会の人間がいるというのはちょっとわかったんですけど、従来からいる組合員にもレーザー彫刻機の使い方を教えていくとか、継承させていくというこ

	との理解でいいんですもんね。
アイヌ施策推進課長	(マイクなし) はい、そうです。
櫻井委員	そうですね、はい。
委員長	ほか、丹野委員。
丹野委員	126ページ、委託料で農泊促進事業活用委託料800万円とあるんですけど農家に泊めるのに800万円、これ委託をするということですか。
委員長	アイヌ施策推進課長。
アイヌ施策推進課長	この事業につきましては今回共同作業場を建設する事業の交付金というのは、農林水産省の農泊推進事業のハード事業を活用しているということで、平成29年度まではこのようなことはなかったんですけども、平成30年度、ハード事業やるときにはソフト事業ということでの農泊推進事業の活用をしてくださいということになりましたので、実際に事業費としては800万円ぐらいですけども100%農水省から交付を受けて、実施をする事業というふうになっています。どういうことをするかというと、今回の共同作業場については、農村地域の宿泊施設ということで、びらとり温泉のゆからと新しくできる施設をつなげると。宿泊数も増やす、あるいは交流人口も増やすということでやっていますのでこのソフト事業を使いながら、たとえば体験メニューを検討したり、新商品を開発したり、あるいはこの施設をどう活用するかという検討をしたりということで、その事業として委託料として計上しているというかたちになっています。内訳としましては、そのような体験メニュー等をつくるというソフトの関係と、あるいは情報発信ということで新しくできる共同作業場のところではアットゥシやイタの情報発信をしたいということもありまして、それらの映像もこの委託事業の中でつくっていききたいなと考えています。
委員長	丹野委員。
丹野委員	全然泊まらないのに農泊事業促進委託料って、何か変でないですか。
委員長	アイヌ施策推進課長。
アイヌ施策推進課	名前としては農泊ということで農家のところに泊まるということではないんですけども、事業名がこのようになっているということで、農村地域の宿泊、例

長	えば今温泉ということですが、それ以外のところも可能性はこの中では検討できると思いますので、交付金の事業名と合わせてこのような名前になったということでご理解いただければと思います。
委員長	よろしいですか。ほかございませんか。中川委員。
中川委員	125ページの13節委託料の中で、振内町民センターエレベーター保守点検委託料41万5千円、これもう委託してから3年ぐらいになるんですけども、毎年ここを見ていると、ちょっと不思議に思いまして。町内でこのエレベーターを使っていると言え、振内住民センター、それからふれあいセンター、病院にもございます。各委託料を見ているとやはり、金額はさまざま、ばらばらでございます。先の除雪の件と似たような話になるかとは思いますが、何とかこれ、どういういったわけではらばらになっているのか、ちょっとわからないんですけども、できれば安い金額の会社に委託するとかというそういう考えはないのか、その辺のところをちょっとお聞きしたいんですけども。
委員長	副町長。
副町長	お答え申し上げます。エレベーターと言っても、それぞれメーカーとか、その仕様と言いますか、そういうのもまちまちというようなこともございまして、それぞれのタイプに合った最適なメンテナンスと言いますか、維持管理費ということでございまして、この辺は毎年予算積算前に見積書を徴して積算するという事になっておりますので、なかなか統一したものにはならないのかなという現状がございます。実態としてはそういうことになっております。
委員長	中川委員。
中川委員	メーカーによっては、また様々違うということわかるんですけども、点検ということであれば、やはりそういうメーカーでもそんなに誤差はないのではないかとそういうふうに私も理解するんですけども、まず、そういったメーカーとの交渉というか、そういうことも考えた上でこれからのことを進めていってほしいなと思っております。
委員長	町長。
町長	前段の除雪と同じように平準化できるかどうか、これについては検討して参りたいと思いますのでよろしくお願いします。
委員長	ほかございませんか。なければ127、128ページ。129、130ページ。

	131、132ページ。続きまして衛生費133、134ページ。135、136ページ。松澤委員。
松澤委員	4款1項2目予防費19節不妊治療費助成金なんですが、減額されておりますが確認ということなんですけども、実績からという言葉はよく聞かれますけども、人の気持ちで変わる決心と言いますか、そういうことで変わるものは予想がつかないということもありますので補正の考えを持っておられるか聞いておきたいと思います。
委員長	保健福祉課長。
保健福祉課長	この件については、予算の査定の段階で実績に基づいてということで計上しております。当然その中で予算を超えた場合については補正をしながら対応ということで考えておりますので。以上です。
委員長	ほか、井澤委員。
井澤委員	委員長1ページ戻させていただきたいんですが、134ページの13委託料の中でエキノコックス症採血検査委託料というふうにあるんですが、このエキノコックスのこの検査をした結果、平取町でどのような罹患率があるとか、人数とか、その辺の近年の数字は得ておられるでしょうか。
委員長	保健福祉課長。
保健福祉課長	ここ数年はこれによる感染ということは出ておりません。以上です。
委員長	ほか、鈴木委員。
鈴木委員	すみません、私もちょっとページ戻っていただいて130ページでお願いいたします。130ページ、3款2項1目の扶助費20節ですか。ひとり親家庭等医療費あるいは乳幼児医療費ということで、これは平取町の金券事業ということで理解しておりますけれども、これをはじめた当時は中学生までの無料化というかたちではありましたが、無料化をとにかくたちの中でも、国のほうで物納とそれから窓口無料化ということとは別な捉え方されておまして、それで物納でない窓口無料化ということになるとペナルティがかかるという話がありました。ただ確か29年度内に、これは30年度に向けてだったかなというふうになんとか理解していますけど、窓口無料化については入学前の子どもさんに対しては、国としてもペナルティの対象にはしないというふうに変わ

ったというふうに理解をしております。そういうことから、一つの少子化対策ということで金銭が変わるわけではないということも含めて、窓口で一旦、今の状況ですとね、一旦とにかく３割なり何割、その人によって、家庭によって違うのかどうかわかりませんが払わなければならないのが、払わなくてもいいようなかたちでということも可能ではないのかなというふうに考えております。そういったことから、その辺改めてこの３０年度の中で検討する考えはないかなということを伺っておきたいなというふうに思います。

委員長

町民課長。

町民課長

お答えします。この扶助費に記載されているひとり親家庭等医療費及び乳幼児医療費に関しては、それぞれのひとり親医療費、乳幼児医療にかかる部分でありまして、議員がおっしゃっているような金券事業のほうとはまた違うのものです。金券事業のほうとなりますと、またちょっと話は違ってくるのかなと思いますので。違う支出になると思うんですけども。

委員長

休憩します。再開は午後１時といたします。

(休憩 午前１１時５４分)

(再開 午後１時００分)

委員長

再開します。午前中、答弁保留となっていた件から答弁お願いいたします。税務課長。

税務課長

それでは午前中にご質問いただきました保留されておりました２件について、答弁させていただきたいと思います。まず１１ページ高山議員からありました入湯税の関係なんですけれども、この入湯税につきましては、総務省のほうにおいて標準１日１人当たり１５０円を目安として定めておりますが、税額については各自治体が決めることができるとなっております。町は、町税条例第１４２条において、１２才未満の者、日帰り入浴のものについては課さないと定めているところでありますので、ご質問のありました点については入湯税１５０円は課していないということになります。現在、ゆからの入館料につきましては、大人４２０円、子ども１４０円、６５歳以上の町民は１００円となっております。管内近隣の温泉施設の入館料よりも比較的安くなっておりまして、憩いの施設として多くの町民に利用していただくよう町の施策として定めているところであります。続きまして１１３ページ、櫻井議員からご質問ありました債権管理システムの関係でございます。この債権管理システム使用料なんですけれども、平成２９年度におきましては総額１７１万１千円の予算計上で、平成３０年については１８４万６千円となっております。この債権管理システム

	なんですけれども、５年間リースで使用料を支払うということで組んでおります。総額８６４万円となっております。月額で１５万２９２８円となっております。２９年度につきましては１１か月分、３０年度につきましては１２か月分ということで予算計上させていただいております。以上です。
委員長	それでは入湯税、１７ページについて、高山委員。
高山委員	ただいま税務課長の説明がありましたように、これ町税ですから、町がそういった意味ではこの入湯税については決めることができるということにはなるんですけれども、今の説明でいくと管内もということで安く入れているというようなことのなかで日帰りの８０円は取っていないという判断なのかなと思うんですけれども、ただこの日帰りの入湯税を取っても、基本的には利用者に転嫁されるわけではないんで、今ある正規の金額の中から８０円を取れるということにはなるんですけれども、その辺の考え方をもう１回ちょっと説明していただければと思います。
委員長	税務課長。
税務課長	ちょっとお時間いただけますか。すみません。
委員長	それでは１１３ページ、債権管理システムについて、櫻井委員。
櫻井委員	今、私が昨年質問したときに３０年以降は８６万円になるということ自体が、私の聞き違いだったのかどうかというそれは差しおいて質問いたしますが、これ今、課長の答弁で５年間リースで８６４万円、総額そのぐらいかかるというお答えをいただいたんですが、その５年間のリース契約が終わった以降はどういうことになるのかお答え願いたいと思います。
委員長	すみません。また、まとめて答弁お願いします。それでは、先に建設水道課、お願いいたします。建設水道課長。
建設水道課長	それでは３３ページ、土木管理使用料、土木機械の使用料、千葉議員のご質問ですけれども、この料金につきましては平取町土木建設機械貸付条例という規定がございまして、その中でその機械の種類によって単価が決まっております。ダンプトラックにつきましては４７５０円、１時間当たりですね。ショベルローダー６４８０円これも１時間当たり。グレーダー８１５０円これも１時間当たり。スノーローダー２５９０円これも１時間当たりでございます。これは全て機械を貸し付けるということではなくて、運転手・オペレーター付きの料金でございまして、１時間に満たない端数のことなんですけど、それは１０分単

	位ということで切り上げということで、極端な話 1 1 分使えば 2 0 分ぶんの料金とそういう計算になります。以上です。
委員長	千葉委員。
千葉委員	種類がいろいろ、ダンプとかグレーダーとか出てきているんですけど、ただ私が聞きたいのは歳入を 9 千円の金額で見込んでいる根拠は何なのかなと。やっぱり時間当たり何千円という機械ですよ。私はやっぱり歳入見込みでこの金額の 9 千円というのがどこから出てきて計算されて計上しているのか、その内訳の根拠をきちんと説明していただけますか。
委員長	建設水道課長。
建設水道課長	9 千円の根拠なんですけども、これは実績等に応じてそんなに大きい金額はございません。私の記憶では 2 9 年度で 2 件ほどあったと思います。その金額というのは事例で説明したんですけども、私道の部分のグレーダーということで、延長にもよるんですけども、実質 1 0 分、2 0 分とかそういう世界の使用料でございましてそんなに多いことはないんで、前年同額ということで実績を加味した数字となっております。以上です。
委員長	千葉委員。
千葉委員	実績を加味した使用料ということなんですけども、私は単純に考えているのは建設機械であれば 1 時間当たり動けばすぐに数千円の世界ですよ、時間単価でいったら。だから実績ということは、今の説明にあったとおり例えばグレーダー 2、3 0 分動かしたいからということで、これやっぱりグレーダー持っていくだけの時間、あるいは下げるだけの時間とかって私はどうしてもそうやって考えてしまうわけですね。だから本当に生で動いているその時間単価で、9 千円というかたちの実績があるからというふうに今答弁でそうやって聞こえたんですけども、私はどうもこの 9 千円が何なのかなと。やっぱり少なくともね、例えば数万円とか数十万円ぐらいの計上あって、そのなかで使わなかったら不用額というかたちで、これ誰も不用額が出たって文句言いませんよ。ただその歳入見込みの根拠として 9 千円というのはいかがなものかなと私は思っているんです。その辺どうなんですか。
委員長	建設水道課長。
建設水道課長	厳密に言えば、この条例でいくと一律何千円という単価でございまして、実際は、例えばこの辺の機械がこの役場上の車庫にあるんですけども、厳密に言

うとそこから自走していく部分、そこから遠いところは割高とか、そういうのが本来は正しいのかもわかりませんが、それやると実際やってほしいところが遠かったら、その分往復だけでも非常に時間もかかって高くなるということでサービスの一環と言っているのかどうかわかりませんが、一律ということでやっているということで、機械も町のもので、そんなに一般業者並みに機械の運搬費とかそういうのは見ないで一律でやっているということでございまして。何回も言うんですけども、金額的にはそんなに大きい実績はないというのが実情でございます。歳入の部分ですので、あまり大きく見込むと歳入欠陥ということもございしますので、安全ということでその辺を考慮しての低い予算額ということで低めに抑えているということも実情かなというふうに思います。以上です。

委員長

千葉委員。

千葉委員

そういう答弁であれば、私は民間との整合性もやっぱり考えていくべきだなと思っているんですね。なぜそういうことを言うかという、役所に頼めば自走費、回送費も取らないよ、民地、私有地であれば、じゃあ役所の機械頼んだほうがいいんじゃないのかというかたちを、もしですよ、そういうかたち通るのであれば僕は逆に言うと民間の建設会社あたりでチャーターして頼んだほうがよっぽど高いものになるわけですよ。ですから逆に言うとそこまでもし今の答弁であれば、私はこんな土木管理使用料で機械使用料なんて却ってないほうがいいんじゃないかなという感覚になってしまうんですけども、その民間辺りの一般の土木会社とか建設会社が持っている機械ちょっと頼むよと言ったほうが、もうべらぼうに高いかたちになってしまうんですよ。その辺の整合性はどういうふうに考えているのでしょうか。

委員長

建設水道課長。

建設水道
課長

ご指摘の部分も含めて、もうこの料金を設定して相当期間も経っているのも事実でありますので、その辺の状況の変化にも応じてちょっと検討させていただきたいということでお願いします。

委員長

千葉委員。

千葉委員

そうですね、私はこの9千円の機械使用料のいわゆる歳入の根拠、今聞いたらやっぱりそうであればもっと民間活用して民間の人たちの出番を多くしたほうが、そういったかたちに持っていくべきかなというふうにも逆に、だからこの科目はあってもなくても、というよりないほうがいいのかというふうにも逆に考えてしまうんですよ。その辺、今課長の答弁にありましたとおり1回精査

してみても、また改めて予算に計上するのが正しいのか正しくないのか、その辺も含めて後ほどいろいろなかたちで結果を知らせてもらいたいなというふうに思っていますのでよろしくお願いします。

委員長

それでは続きまして総務課お願いいたします。総務課長。

総務課長

高山議員からご質問いただいた障害者の法定雇用率の件についてお答えを申し上げます。95ページなのですが、特に数字として計上されているものではありません。法定雇用率につきまして最初、私、2.5%というふうに申し上げました。現在は、高山議員おっしゃったとおり2.3%ですが、30年の4月1日から2.5%ということで、私、4月1日以降のパーセントを申し上げてしまいました。従いまして現在2.3%が正解でありますので訂正をさせていただきますと思います。ご質問の障害者雇用率については、平取町役場においては現在1.45%となっております。以上です。

委員長

高山委員。

高山委員

今の法定雇用率なんですけれども、平取町については1.45ということの内容でしたけれども、これ障害者の数というのは何人ということで、個人情報もいろいろあるからあれですけど、人数ぐらいはもし差し支えなければ人数だけでもということで、教えていただければありがたいんですけども。

委員長

総務課長。

総務課長

現在、3名の方を雇用いたしております。以上です。

委員長

高山委員。

高山委員

今、障害者の方の雇用については3名ということでお話を聞きましたけれども、実は一昨年に私が法定雇用率等についてハローワークから資料をいただいて見たときには、実はその職員の総数が、対象職員数が250人だったんですよ。今回のデータを見てみると対象職員数が200人に減っていて、なおかつ障害者の数が3人ということでございますので、これは実雇用率については1.5になるのかなと思うんですけども、これはハローワークに出すときは、一昨年は250人ということだったんですけども、50人落としての報告というのは、対象職員数のなかから、例えば病院の現業だとかを外したとか、そういう内容で調整しているのかどうかだけちょっと教えていただければと思います。

委員長	総務課長。
総務課長	お答えをいたします。対象になる職員の職種、今おっしゃった職種等の内容を精査しまして、法律が規定する人間が分母として幾らかということを精査した上で、今おっしゃった２００人ということで報告をいたしております。以上です。
委員長	高山委員。
高山委員	数字が問題ではないんですけれども、できればうちの町もそういった意味では、管内ではやはり最低でもあと１人ぐらいは障害者雇用ということで、途中でやめられた方もいるようには聞いているんですけれども、そういった意味では、聞いても仕様がななんですけど、対象の２５０人から２００人に落とした職種によってということは、嘱託とかは入っていないとか、何が５０人の対象職員数を落としたかだけ１点確認させてください。
委員長	総務課長。
総務課長	それにつきましては申請の書類を確認しまして、また恐れ入りますけれど後ほど、きちんとした内容をお出しいたしたいと思います。
委員長	それでは続きまして１０５、１０６ページ、まちづくり課。まちづくり課長。
まちづくり課長	それではまず最初に、井澤委員からご質問のありましたペレットストーブの導入状況でございますけれども、この事業につきましては平成２０年度から貸与事業ということでやっておりまして平成２９年度までやっております。それで民間とていうか、一般の方には９台入っております。それから公的機関ということで、役場と貫気別小学校にそれぞれ１台ずつ、そしてそのほかに役場で別に１台購入していますので役場には２台入っております。ということでうちの押さえとしましては、この補助金等を使って入っている、役場関係のお金が入っているペレットストーブとしては１２台ということになっております。それから先ほど櫻井委員からご質問のありました空き家の数でございますけれども、これはあくまでもうちの職員が目視して現場へ行って、空き家ではなかろうかということで押さえしている数字としましては、一応１３２棟ということになっております。ただこれですね、もう本当にぼろぼろ、ぼろぼろといったらちょっと失礼ですけども、本当に老朽化が激しい家だとかも含まれておりますので、実際に空き家として活用できるものがこの内何棟あるかというのは、今後さらに調査をして、所有者の意向確認等もしながら、今後データ整理をしていきたいというふうに考えております。

委員長	はい、それでは105ページ。井澤委員。
井澤委員	5番井澤です。今ペレットストーブの普及のことについて実績を報告していただきましたけども、先ほどのペレットストーブに対する質問の答弁のところで、平成29年は1件あって、30年度にまた20万円予算をつけたということですが、この灯油の高い状況の中ですが、さっぱり進んでいないというような状況なんだと思いますけども、現状の把握とそれから今後どのような、進めるのであればどのようなことを考えておられるのか教えていただきたいと思います。
委員長	まちづくり課長。
まちづくり課長	このペレットストーブの導入につきましては、今後需要というか、どれだけニーズがあるかというのを調査しながらやっていきたいと思いますが、ただうちの町はバイオマス都市構想ということで、そういうこともやっておりますので、そういう中でこういう木質バイオマスの利用促進も図っていききたいということもございまして、その中で今後どのようなかたちでこのペレットストーブを民間ばかりではなくて、今後、公共施設等にも積極的に導入していきたいなという考えはありますので、この制度自体をどうするかというのを改めて検討していきたいなと考えております。
委員長	井澤委員。
井澤委員	実は先日浦河町のお店で、ペレットストーブを2台使っているのがあって、1個は温風式で温風が出てくるやつ、もう1個は温風のないやつだったんですけどそのときにその店にカタログがあって、まちづくり課長にお渡ししたんですが、それはお聞きしたところ、平取町で取り扱っているというか推進しているメーカーではないという、新潟県のメーカーのカタログでしたけども、この辺の最新式の良いものが出ているのかもしれないのでやっぱりその辺のところをよく状況を調べて、このバイオマス都市構想の中でこのペレットストーブを進めるのであれば、よく調べて進めることが必要だと思いますけど、先ほどの回答に重なるかもしれませんがやるのであればもっと真剣にやらなければいけないのではないかと思います、その辺いかがでしょうか。
委員長	まちづくり課長。
まちづくり課長	それについては情報をいろいろ集めながらやっていきたいなと考えております。

委員長	続きまして１０６ページ、空き家対策について、櫻井委員。
櫻井委員	今課長の答弁の中で１３２棟があって、今後さらに調査をしたいという答えをいただきましたが、つまりはやっぱりするなんですよ。調査をしました、でもそれから深い聞き取りだとかそういったことはしていないということなんですよ。だから要するに資料も揃っていないし、公開もできていないということなんですよ。何もしていないと言ったら語弊ありますけど、これ実際にこの対策事業というのが機能していないのに、１００万円という事業から、今回は５０万円が削られているということが本当に見えているんで、これしっかり対策、定住移住に関係あることなんで、しっかりとやっていただきたい。答弁はいいですけど、お願いいたします。
委員長	それでは続きまして１１０ページ、アイヌ施策推進課長。
アイヌ施策推進課長	１１０ページ、２款１項１目のアイヌ文化情報センター費の委託料の件です。情報センターシステム保守委託料ということで先ほど井澤委員から質問があった件ですけども、これにつきましてはアイヌ文化情報センター、特にアイヌ文化環境保全対策室、あるいはイオル事務所のパソコンの関係の保守と、プロジェクターなど情報センター内の備品の保守ということで予算を組んでいるということです。
委員長	井澤委員。
井澤委員	５２万９千円という金額で、多い金額のような少ないような金額と思いますけども、これは今導入されている機種の種類によって導入された時期も違うと思いますけども、それらの保守をしながらこれからも長い年月使えるのか、それともある程度一定期限で新型に換えていかなければいけないのか。そういうときに、この委託料も含めて新しい基金に換えられるときにはなにか助成が大幅に得られるようなそういう分野なんでしょうか。
委員長	アイヌ施策推進課長。
アイヌ施策推進課長	特にそういう助成というものは無いと思いますけども、保守をする上で平準化というか負担を減らしていくということもありますし、ここはイオルの事務所ということで、これは財団からの補てんもあるというかたちでやらせていただいているということなので、なかなかこういうものを更新するときに大きな補助というのはないというのが実態だと思います。
委員長	それでは続きまして１３０ページ、町民課。町民課長。

町民課長	それでは、お答えいたしたいと思います。ひとり親とか乳幼児医療費の福祉医療を実施することにより波及して医療費が増加するということから、各保険者に国からの補助金の減額の対象となっているところです。今般、制度の改正により6歳以下の医療費については対象とならなくなったというところでありまして、あと金券の事業については町の商店街の活性化も含めた政策となっているところからこのまま継続していくことが重要なのではないかと考えております。おっしゃっていた窓口の無料化については、制度的にはちょっと厳しい部分もあるかと思いますが、違った角度から検討して参りたいと思っています。以上です。
委員長	それでは副町長。
副町長	入湯税、高山委員のご質問にお答えしたいと思います。現在の入浴料に入湯税をうち分として課することができないかというようなご質問だったと思いますけれども、これ当初の町税の設定に関しましては新たな温泉ができたということの、より多くの入館者数といいますか、入浴者数をですね、より期待するということもございまして、それと委託会社、指定管理者の収入ということの調整もありましてこの設定をさせていただいたということで、その時、当面、今申しましたような理由でより入りやすい価格の設定というようなことを意識した上での入湯税を課さないということにしたということでございます。
委員長	高山委員。
高山委員	内容はよくわかりますけれども、仮に80円の日帰りを取った時に、本来であれば500円だけれども80円の入湯税を取らないから420円に設定して安くしたというようなことの内容ではないんですね。それだけ。安くするというのは基本的には、特に指定管理の業者に対する支援ということも踏まえてということであればわかりますけれども、町民の方が安く入るのは100円か無料か420円かということですので、80円の日帰りの税をかけても利用者あまり影響はないんじゃないかなというふうには捉えていたんですけれども、いや、取っていないということですので、それはそれでいいんですけど、たまたまずっと毎年150円の宿泊しか出てないので、なぜ80円の日帰りが取らないような格好になったのかというのがちょっとわからなかったんで、質問してみましたので答弁はよろしいです。
委員長	税務課長。
税務課長	債権管理システムの関係で、櫻井議員のご質問にお答えしたいと思います。システムについては5年終了後、無償譲渡ということになっております。このシ

システムを導入した目的といいますのは、平成２７年に平取町債権管理条例ができて、それに伴いまして私債権等も含めて債権の発生から消滅までシステムで一括管理したいという目的がありまして、システムを導入ということになりました。ただ私債権の管理システムということになりますと私債権いろいろ法律等が絡みますので、なかなか、こういったシステムの開発がされてないということで、平取町で総合行政システムを採用していますHDCと共同で、この債権管理システムを開発したということから、このような金額になってきております。以上です。

委員長

櫻井委員。

櫻井委員

よくわかりました。ありがとうございます。ただ何件の管理が、件数があるか、僕はちょっと把握勿論していないんですけど、債権の時効を管理することに８６４万円をかける必要があるのかということだと、私にはちょっと理解できないんですよね。もう少しなんというのかな、こういうシステムを利用するのは勿論いいことなんですけど、費用対効果とは言いませんけど、あまりにもちょっと私の感覚ではばかげた数字にしか見えないんですよ。その辺、今後においてもこういうシステムを利用していくというのがもう少し行政の方々、注意して使っていただきたいと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

委員長

税務課長。

税務課長

現在、私債権等合わせて約４０００件ほどあります。これにつきましては発生から、そしてまた消滅までということになりますと、一つ一つ手作業ということかなり時間も要しますし、１件１件がそれぞれ法律に定められているような条項のものでありますので、１件１件それぞれ、例えば時効の日がちですとか、そういったことも変わってくる場合がありますので、そういったことの情報もすべてシステムに入力した中で、自動的にその辺がはっきり適正にわかるということで、いわゆるその消滅時効ですとか、例えば住民訴訟が起こった場合に、そういったこともきちんと町の情報として管理ができて、またそういったことが回避できるということもありますし、先ほど滞納の失効の関係もありましたけれども強制徴収ですとか、強制執行の手続きについてもシステムを通して適正に行われるということがありますので、そういったこともすべて職員が知識を重ねながらそういったシステムを利用しながら、適正に進めていけるということが図られますので、費用対効果となると、２９年度でシステムがすべて完了ということになっておりますので、今後そういったことで活用しながらどういった方策で徴収ですとか、そういったことが執り行えるということも含めていきますと、適正な価格かどうかということになるとちょっとわかりませんが、そういったことで債権の回収ですとか滞納の回避に努めていきたい

というふうに考えております。

委員長

櫻井委員。

櫻井委員

数年前に金額は忘れたんですけどありましたよね、債権、時効ということで債権が回収できなかったという。回収ができないというか請求ができなくなったというか、その辺は微妙なんですけど。それまでには、何ていうのかな、手作業でというか職員がきちんと管理していたはずなんですよね。だから、その方法でできたにもかかわらずというか、こういうことがないようにということで入れたのは勿論わかるんですけど、私が気になるのはやっぱりこの金額のあまりの多さ、それがちょっと気になるものですから言ったんで、こういうことに関しては少し行政側の考え方というか、いま一度改めてというか見直していただくことも必要かなと、この債権管理システム以外にも考えていただきたいなと思いますのでよろしくお願いします。答弁は必要ないです。

委員長

高山委員。

高山委員

ちょっと関連で一つ、その債権システムの関係についてお伺いしたいんですけども。僕は前から言っているように行政の債権は、私債権、公債権、強制徴収公債権ということであるんですけども、そういうようなものをすべて管理している中で、例えば強制徴収公債権みたく過去にもいろいろあったんですけども、そのシステムを使ったら5年たったら何ぼ請求してもというのは、その中には入らないでどこかの5年経った時点でカットされるというか、寄せられて違うかたちのほうで整理されているということになるんですか。その中には、例えば5年経って強制徴収公債権なのに7年目なのにまだその債権システムのに残っているなんていうことはないんですよ。それだけ。

委員長

税務課長。

税務課長

時効の来たものについては、履歴としてシステムの中には保存されることにはなっておりますけれども、その金額がすべてトータルして出てくるということはありません。履歴としてあくまでもこういうものがあったということで、残ることはしております。時効が来たからといってそのシステムからすべて消えるというようなシステムにはしておりません。

委員長

高山委員。

高山委員

わかりました。ただ、その履歴は残るけれどもと言うけれども、もうそういった債権として期限が切れて、法的にきちんとなっているというものについて

は、履歴は残るけれども税務課なり担当課内ではそのことについて、再度徴収したりすること、いろいろやり方はありますけれども、例えば分割で払うとかいろんなことがありますけれども、通常何もない場合は、債権管理システムで5年たって請求できないものは履歴としては残るけれども、それは徴収の対象にはなっていないという捉え方でよろしいんですよね。保育料もそうですけれども、介護保険料もそうですけれども、その辺は、履歴残るけれども、まだ残っていて請求行為続けているなんていうことはないんですよね、法的に。

委員長

税務課長。

税務課長

そういったことを回避するためのシステム導入ですので、そういったようなかたちで対応していきたいと思います。

委員長

よろしいですか。それでは、午前中に引き続き、135、136ページ。質疑ございませんか。なければ137、138ページ。櫻井委員。

櫻井委員

137ページの13節委託料の有害鳥獣駆除委託料ということで質問させていただきますが、これには直接関係ないんですが、過日、道新においてアライグマ対策として十勝で、振興局、19市町村猟友会、帯広畜産大学によるアライグマの対策会議が開かれ、情報の共有と発信、箱なわ設置者の人材育成に取り組み増殖を抑える会議が開かれたという記事がございましたが、これに関しまして、エゾシカ対策というのはやはり遅きに失したというか、対策が遅れたということで現在のような状況になったという感も否めませんので、一刻も早く情報を共有するという意味におきましても、こういった会議がぜひとも必要ではないかと思っておりますがいかがお考えでしょうか。

委員長

町民課長。

町民課長

お答えします。アライグマ対策におきましては地元平取町の猟友会のほうにある程度、委託いたしておきまして、今年の実績といたしまして358頭の捕獲実績となっております。年々増加傾向にありますけれどもそういうようなことで協力を求めているところです。

委員長

櫻井委員。

櫻井委員

一生懸命やられているというのはもちろん理解するんですけど、日高管内全体で、そういった抑制するための何かの対策会議みたいのは開いたほうが今後のためもあってよろしいんじゃないですかという質問です。

委員長	町民課長。
町民課長	お答えします。そういうような管内の会議も開催しておりまして、情報も管内で共有しているところでありまして、今の状況といたしましては、えりものほうにまでアライグマが範囲を拡大しているというようなことも聞いてはおります。
委員長	櫻井委員。
櫻井委員	日高管内というか、道内でもその十勝が初めてだというふうに新聞にうたっておりまして、日高管内で町村が集まり、そして有識者の話を伺い情報の共有をしたりするそういった対策会議が必要ではないんですかという質問です。よろしいですか。
委員長	町民課長。
町民課長	そういうような、会議もエゾシカ対策の会議と一緒にやっております、その会議の内容を、今えりものほうにも波及してそちらのほうにまでいっているというような情報提供だったんですけども。
委員長	よろしいですか。ほかございませんか。松澤委員。
松澤委員	4款1項4目13節委託料の公衆便所清掃委託料なんですが、5か所とっているんですけども、29年度62万8千円でしたが72万8千円に上がった理由が、もし箇所が、数が変わってないんだとすればどのような理由で上がったか質問します。
委員長	町民課長。
町民課長	お答えします。金額が上がった主な原因といたしましては、貫気別の公衆便所が工事車両の通過が増加することに伴いまして使用者が多くなりまして、トイレが汚れる回数というか、が多くなりまして、それで清掃回数を多くしたことによるものでございます。
委員長	松澤委員。
松澤委員	外から来た方たちが公衆トイレに入ってやっぱり汚いというのは、その町の印象も悪くなりますし、きれいにしていただくための金額が上がるというのはとてもいいことだと思いますし、他のところもそういう苦情がないかどうかとか

うかというご相談をさせてもらっているつもりでありますけども、引き続き、30年度も受け入れをしていくわけでありますので、農家さんにご迷惑のかからないようなというか、日程等についてはもう、変更がないので、何とかお願いするというかたちでしかお願いのしようがないんですけども、厳しいというところについてはまた、事務局のほうで新たな研修先を探して参りたいというふうに考えております。スタートした当時は7人、10人というかたちでしたけども、29年度については、2人というかたちで、少なくはなっておりますけど、まだまだ北大からのニーズがある事業でありますので、当町としても連携協定のもと受け入れていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いしたいと考えております。以上です。

委員長

中川委員。

中川委員

この事業に対して無理にホームステイという考えはしなくてもいいのではないかなと思うんですね。行政側で住むとこさえ借りてもらって、食事もそこでしてくれと言えばそうやるのではないかなと思うんです。そして町の職員が受け入れ先にまで、車でも連れて来てくれればそれで仕事ができるのではないかなと思いますけども、そこら辺の考えはどう考えていますか。

委員長

産業課長。

産業課長

その辺含めまして4月に行われる北大との打ち合わせの中で、このようなかたちで声が上がっているのです。若干の変更ができないかどうか協議をしていきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

委員長

ほかございませんか。145、146ページ。147、148ページ。松澤委員。

松澤委員

5款1項5目13節委託料なんですけど、これはトマトジュース工場の管理委託料ということなんですけども、管理委託料という名称でありますので、この管理委託料とはどういうことをしてもらっている内容かというのと、あと今在庫がトマトジュースゼロという状態と聞いておりますが、ふるさと納税のこともございますので、30年度の数の確保はできるのかどうかちょっと現状がわかりましたら教えていただきたいんですが。

委員長

産業課長。

産業課長

施設管理の委託をしているというかたちになっているわけなんですけども、トマトジュースの在庫につきましては、去年の事故以降、厳しい状態にな

っておりまして、現在、在庫がゼロというかたちで農協から報告は受けております。にんじんジュースを使ってもらいたいという要請も受けておりますけども、今年また6月から再度生産という体制を聞いておりますので、例年並みの体制がとれるかどうか厳しい状況だというふうには聞いておりますけども、できるだけ例年並みというか、今までどおりの生産ができるように頑張っていたきたいという要請をしているところであります。

委員長

ほかございませんか。

高山委員。

高山委員

今、松澤議員の質問もありましたけれども、ちょっと確認したいんですけれども、ここの農産物加工場については町の施設ですよね。それで中に入っている機械は農協の機械ですか。町はこの工場がある限りは管理委託料について300万円ずっと払っていくんだと思うんですけれども、本来であれば使用料をもらう格好になるのかなと思うんですけど、その辺の考え方というのは、私の考え方が間違っているかどうか、その辺ちょっと。

委員長

産業課長。

産業課長

すいません、間違っていたら困るんで時間いただきたいと思います。

委員長

ほかございませんか。149、150ページ。151、152ページ。153、154ページ。松澤委員。

松澤委員

6款1項1目13節委託料、ふるさと寄附システム利用料とかインターネット公金支払利用料というのはわかるんですけども、新しくふるさと納税広告配信業務委託料というのがあるんですけど、委託料と使用料との違いもあるんですけど内容的にどういうものなのかちょっと詳しく教えていただきたいんですが。ふるさと納税広告配信業務委託料のことについて詳しく知りたいんですが。

委員長

観光商工課長。

観光商工
課長

それではお答えいたします。これにつきましては今年度30年度から設定して、やはりふるさと納税につきましては、広告、ウェブ広告の効果が非常に大きいということでございまして、道内ほかの町の話聞きますとやはり、億を稼ぐ自治体についてはやっぱり1千万単位とかそういうかたちでいろいろ広告をしてるということの情報を得たところでございます。そういった中で今まで平取町についてはあまりウェブ広告というかたちでは、使っておりませんでしたの

	でヤフーにしろグーグルにしろ、検索項目を多くしたり時期を増やしたりというかたちで、新年度から実施したいというふうに考えているところでございます。
委員長	松澤委員。
松澤委員	でしたらこれは、ただ普通に、ただ広告を配信するというだけのことでしょうか。
委員長	観光商工課長。
観光商工課長	その他に、一応今メニューがあるんですけども、非常に種類を変えたり、色々かたちを変えながらメニューを作ったりしているものですから、今印刷しかしていませんけども、そういったものに対してもカバーをつけて、こういったふるさと納税の品があるというかたちのもの、製品化したものもちょっと作りたいなと考えております。
委員長	ほか、井澤委員。
井澤委員	5番井澤です。ふるさと納税にかかるところのなかで昨年4月には、過度な返礼品について総務省から3割ぐらいに減らせということがありましたが、そのあと、選挙の後についた野田総務大臣からは、その辺のところは自由度を保てというようなこともまたあったように思うんですが、このいただいた分と諸経費を引いてその分が積立金として1億円になっていくのかと思いますけども、ふるさとの品物自体の割合と、諸経費の割合というのはどのような割合で捉えておられるのか、教えてください。
委員長	観光商工課長。
観光商工課長	まず、返礼品の関係でございますけども、昨年野田大臣に替わったなかで、ちょっと言葉のニュアンスとしては3割についてはそんなに強制的ではないような発言も少しはありましたけども、実際そのあとの記者会見の中で言った時には、結構、他の自治体が3割を超えているというような実情があつて、そこに対する注意勧告もするというような話は聞いているところでございます。平取町につきましても、事業者につきましても返礼品については3割、若干その消費税とか郵送料の関係で変わりますけども、その3割の中でやっていただいているところでございます。諸経費につきましては、今のウェブ関係と返礼品とワンストップの関係の事務用品も含めまして、全体で代金は6割をみて、あと、ウェブ関係の出荷やヤフーの使用料、こういった分については3割、あとその

	他 1 割という感じですね。
委員長	よろしいですか。ほかございませんか。四戸委員。
四戸委員	1 5 4 ページ、1 9 節の空き店舗の活用補助金、店舗改装の補助金についてでございますが、これについて少々伺いたいと思いますけども、2 9 年度においても同じ予算をあげられてきて、3 0 年度においても 1 0 0 万円ずつということでございますけれども、前回お聞きしたときには申し込み状況というのは、ゼロという回答だったと思うんですけども、今回予算でまた上げられてきているのは、何かこれから先に見通しはついているのか、またこの補助金についての何か考え方を持っているのかその辺についてちょっと伺いたいと思います。
委員長	観光商工課長。
観光商工課長	空き店舗の活用補助につきましては、2 9 年の 4 月からというかたちで、一応 3 年間、実行するというかたちで要綱をつくらせていただきました。実績としては 2 9 年なかったんですけども、一応相談というかたちで受けたのは 1 件ございました。そういった部分の中でちょっと 3 0 年度も動きがあるのかなという捉え方はしているところでございます。
委員長	四戸委員。
四戸委員	当然空き店舗になってくると商工会との連携もあると思うんですけども、やはり折角こういうふうにして予算化して、今課長から 3 年間、予算化していくんだよということでございますけども、やはり予算に上げてくる以上は色々な調査をしながらその方向性考えていくのが道筋かなと思うんですけども、その辺の考え方は今のところないということですか。
委員長	観光商工課長。
観光商工課長	空き店舗につきましては、昨年商工会とも協議した中で、現在押さえている件数、9 件というかたちでは押さえていますけども、実際にどうしても居住している部分もあってなかなか利用しづらい部分もあるのかなというのが現状でございます。そういった分も含めまして、また商工会とは継続して協議しながら進めたいと考えております。
委員長	ほか、井澤委員。
井澤委員	1 5 3 ページでふるさと納税のことについて、ご確認したいんですが、新年度

	予算が認められれば、ふるさと納税、応援基金の中から、4件の項目にわたって合わせて900万円の事業を行うということに予算計上されていますが、これが予算として認められたあと、ご寄附いただいている方々にホームページ等で画面上に出すということだけにするのか、いただいた方々に初めてこのように平取町は行いましたと、29年度でいけば公営塾に350万円もそれにあたっているのかもしれませんが、その辺の報告についてはどのようなことを考えておられるでしょうか。
委員長	観光商工課長。
観光商工課長	寄付金の使い道につきましては、現在先ほど言った広告といいますか、540万円の中で、まだ正式に決まっていらないんですが、その中でのページも作りながらお知らせというか通知できればというふうに考えています。
委員長	井澤委員。
井澤委員	ホームページを見て応募してくださる方々が多いと思いますが、その事業の実績等を宣伝することによって再度のご寄附をいただくという意味では、これまでご寄附いただいた方全員に葉書1枚でもこのような事業の実績がありましたというそういうご報告をすると、再度の寄附も可能じゃないかなというふうに推測するんですが、その辺はいかがでしょうか。
委員長	観光商工課長。
観光商工課長	その通知とかですね、他の自治体ではお正月に年賀葉書を送ったりとかいうところも聞いたりしておりまして、そういった部分も公の公開になるのか、個人通知になるのかというのも予算の範囲内で検討しようかなと考えています。
委員長	ほかございませんか。153、154について。なければ先ほど保留になっておりました148ページ、農産物加工工場について。産業課長。
産業課長	先ほどはすみませんでした。収入につきましては財産建物貸付収入ということで544万4千円、61ページ目、歳入の財産貸付収入、土地建物貸付収入の建物貸付料の中に組み込まれております。以上です。
委員長	よろしいですか。それでは続きまして155、156ページ。157、158ページ。高山委員。
高山委員	157ページの備品購入ということで、予算の説明の時には、山の駅ほろしり

	館用備品ということで確か着ぐるみと聞いたんですけれども、これは、山の駅関係の着ぐるみを新しくつくるのかどうか。ちょっと3万1千円ということで、着ぐるみは少しお粗末なものしかできないのかなという気もしないでもないですけれども、中身もう1回、確か着ぐるみと言われたんで、その辺のところ説明お願いしたいと思います。
委員長	振内支所長。
振内支所長	ここに出ている備品の3万1千円なんですけれども、こちらにつきましては山の駅で使っていた掃除機が壊れたため、新年度で新たに掃除機を購入する費用でございます。
委員長	高山委員。
高山委員	いや、よくわかりました。着ぐるみと確か僕聞いてメモしているんですけれども、それはそうですか。すいません。
委員長	よろしいですか。説明が悪かったということで。よろしいですか。157、158ページございませんか。櫻井委員。
櫻井委員	157ページの13節委託料の、これも多分説明あったかと思うんですが、ちょっとあまりにも増額になっているんで、幌尻山荘の管理委託料の増額について20万円から482万円ということになっているんですけど簡単でいいので、どういうことかこういうかたちになっているのか教えていただきたいんですが。
委員長	観光商工課長。
観光商工課長	説明いたします。平成29年度までにつきましては、平取町山岳会のほうに、20万円というかたちで委託料お願いしまして、またそれについての収入とかで相殺していたようなところでございましたけれども、なかなか山岳会の中でも非常に年齢の部分とか、人員とかの関係でやりづらくなってきた部分と、登山者の部分も含めまして直接運営していくのも厳しい部分もあるということで、指定管理ではないんですけれども、町から委託して経費482万円、実際475万円とかの中で、今までのパトロール料7万円、あと豊糠山荘の50万円とかも入っていますけれども、そういった部分も含めた中でここに付け加えさせていただきました。
委員長	よろしいですか。櫻井委員。

櫻井委員	ちょっと良く聞こえなかったんですけど、はっきり言ってくれます。どこにどういうふうに委託したと言ったんですか今。
委員長	観光商工課長。
観光商工課長	すいません説明不足でした。使用料ということで、山岳会からは375万円ということで収入をみておりまして、平取の山岳会に改めて委託というかたちで今回契約する予定ということでございます。
委員長	ほか、櫻井委員。
櫻井委員	わかりました。これとですね、次ページ158ページの需用費の中で、修繕費1013万9千円とあるんですが、確か説明の中では二風谷ゆからのグランピングとすずらん観賞道を広くするということで説明受けたんですけど、取りあえずこれについてはそのとおりですか。
委員長	そういう説明でした。
櫻井委員	それを受けて質問するんですけど、すずらん観賞道の拡幅ということなんですけど、これは基本的に障害者にも優しいというか、障害者も見られるというかたちにしたいということで、これを行うということでよろしいんですか。下のほうは多分チップでだと思いうんですけど、これの改良というのはやっぱり硬くしないとなかなか車いすも難しいということで、どういう道路の工法になるのか教えていただきたいと思います。それと、拡幅のための金額が1013万9千円のうちのいくらを見ているのか教えていただきたい。
委員長	観光商工課長。
観光商工課長	お答えいたします。すずらん群生地につきましては、入って正面の右側約100メートルのほうを一応拡幅というか広げるというかたちで考えております。車いすで来た方や写真を撮ったりしゃがみ込んだりしたときに、やっぱりこう後ろすれ違いづらいということも話に聞いたりしていましたので、そういった部分で少し広げて、またすずらんも結構観賞道に伸びてきていますので、その辺も移植して考えているところでございます。ここの金額につきましては、183万8千円というかたちで修繕みているところでございます。そのほか大きい部分につきましては、ここはファミリーランドの部分と温泉の修繕もみているところでございます。
委員長	通路の路面も聞いていましたよね。通路の路面はどのようなものか。

観光商工課長	路面につきましては現状のまま、そのまま使うという予定をしています。
委員長	現状のままということですか。拡幅するだけで現状のままということですか。櫻井委員。
櫻井委員	ごめんなさい。障がい者も安心して見られるという、あれですもんね、そのために拡幅するんですもんね。聞き漏らしましたか。
委員長	観光商工課長。
観光商工課長	一応障がい者、車いすの方が来たときに、通りづらいというのもあったものですから。それは通路はあるんですけども、観賞道にすずらんが結構伸びてきているというのがあって、そういったかたちの分も言われていましたので、それで多少広げて通り易くするというかたちです。
委員長	櫻井委員。
櫻井委員	今でも十分、車いすでも支障なく動かせるという状況なんですか。わかりました。それと続けて伺いたいんですが、去年もすずらん保全地区整備事業整備業務委託料で100万円について同じところで質問したんですが、文化的景観の費用を使いながら、矮小化しているすずらんについてはいろいろ検証して行っていきたいという答弁をいただいたんですが、私今回というか、去年、群生地の方へ行けなくて見てはいないんですが、あまり良い評判というか、前年度と同じというような表現をされる方が多くて、あまり見事にすずらんが咲いているという状況は聞いていないんですが何か新しい策を講じると言ったんですが、昨年どういったことをやったんでしょうか。
委員長	観光商工課長。
観光商工課長	29年度につきましては、モニタリングということで調査を含めてやっております。8か所、正方形のかたちで作った中で、その中にまた小さい正方形を作って、すずらんの株の数、あと結実数というものを調査しているところでございます。また群生地につきましては文化的景観委員の方の意見も聞いたなかで、やっぱりこう根こそぎというんでしょうか、根そのままとるほうが効果があるということを聞いたものですから、札幌のエコネットワークという市民団体の方も協力していただいて、区画を決めて雑草抜きをしたところでございます。また、すずらんの育成に関係する他の雑草の高さを制限するために高刈りというものを実施して、少しでも栄養分がすずらんに行くようなかたちでと高

	刈りも実施したところでございます。
委員長	櫻井委員。
櫻井委員	それも今年についてもやっていくという考えなんですか。
委員長	観光商工課長。
観光商工課長	昨年やった部分もまた、どうふうな効果があるのかというかたちを見ながら、また30年度も進めたいなと考えております。
委員長	櫻井委員よろしいですか。井澤委員。
井澤委員	5番井澤です。今の修繕料と同じですが、修繕の中に説明の時に、ゆからの温泉のポンプなのかグランピングという言葉だったんですが、それで間違いないでしょうか。そしてそれはどういうことをするという事なんですか。
委員長	観光商工課長。
観光商工課長	グランピングにつきましては、一応豪勢なキャンプというか、手ぶらでキャンプを楽しめるということで、ある程度富裕層やある程度余裕のある方を対象にしたなかで、最近各地方とか県とかでも動きは始めているということで、温泉のほうでも実際やってみようかなという考えで取り入れようかなと思っています。
委員長	井澤委員。
井澤委員	そういう意味だったんですね。ちょっとメモが未熟でしたけども、あと修繕料のところ、ゆからの温泉ポンプの修繕をするというようなことがあったんじゃないかと思うんですが、どのような修繕をするのか、ここにそういうことでしたらご説明ください。
委員長	観光商工課長。
観光商工課長	温泉の浴湯ポンプということで、2年に1回、実施している事業で、だいたい120万円ぐらいの予算で考えております。
委員長	井澤委員。

井澤委員	汲み上げポンプの修繕ということはわかったんですが、今当初３年以上前から温泉の泉源からの汲み上げについては、十分な、当初の汲み上げ量が同様に維持されているんでしょうか。
委員長	町長。
町長	ご質問に答えますけれども、温泉が十分にあるかということですね。これは定期的に掘削した業者が来ていまして状況を聞きますけれども、十分に満たすだけの温泉というか、それは出ているということを聞いております。ただ塩分がかなり、海底だったというようなこともあって塩分が強いというようなことで、ある程度、普通は３年に１度ぐらいのそういう整備をしなければならないんですけれども、ある程度少し早いかたちの中で整備することになってございます。
委員長	井澤委員。
井澤委員	十分な温泉量が汲み上げられているというご説明だったんですが、当初、１日中温泉に入れるような朝湯もするというようなことについては、それには不足しているというような説明があったと思いますが、これだけの温泉施設の利用、そして喜ばれている状況からいって、資源の枯渇というようなことの心配も、ポンプは修繕しても汲み上がらなくなっても困ると思うので、私はこの温泉というのも貴重な地下資源というふうに考えるので、将来の拡充なんかを含めて、もう１本温泉ポンプを掘るような、そんなようなお考えはないのかお伺いします。
委員長	町長。
町長	枯渇するということは、専門家に聞いても当面は問題ないというふうに思って話を聞いております。それと朝湯の関係については、これは人材というか職員が、それだけ充足できないというようなことも聞いておりますので、枯渇するからやめているということではないというふうにご理解願いたいと思います。
委員長	井澤委員、ポンプの２年に１回というのは１２３ページのほうに別に修繕料として載っているんですよ。高山委員。
高山委員	同じく委託料なんですけれども、すずらん保全地区の整備業務委託料が、これきっと畜産公社に委託しているかと思うんですけれども、内容等についてどうなのかというのが一つと、今盛んに、そういった意味では平たんな部分を右側のほうに、車いすでウッドチップを固めるのかそのままなのか、そのままみたいなんですけれども、幅員を広げてということがあるんですけれども、それよりも

何よりもすずらんが、もう無くなってきているというような状況があるんで、もし、この委託の中に、例えば秋になったらすずらんの群生地全部刈るんですけども、確か去年も櫻井議員さんか誰か言ったと思うんですけども、例えばすずらんをもっと活着させるのに昔やっていた根切りだとか、根を切るとその切ったところから活性してまた出てくるということで、そういうことだとか、今できるのかどうかわかりませんが、スラリーの散布みたいなことも含めて、今できないのかどうかちょっとわからないんですけども、何かそういうようなことをしていかなければ環境整備するよりもまず、すずらんがだんだん枯れてくるのではないかなという危惧を覚えているんですけども、この委託料の中身も少し見直しをして対応していかなければだめかなというふうに考えてはいるんですけども、それはどうでしょうか。

委員長

観光商工課長。

観光商工
課長

今回のすずらんの群生地の整備につきましては、文化的景観の補助事業を使ったなかで策定しておりまして、ある程度その事業の内容というの、精査されているところでございます。一応、実際どういうかたちですずらんが減ってきているのかという実態の調査も、いままでやってなかったものもあったものですから、そういった部分を確認したなかで今年度から対策するということのなかで、それで29年度については先ほど言った高刈りと除伐というかたち、あと日照の関係もちょっと影響しているということもございまして、その辺は継続してモニタリングを含めた中で、続けて行きたいなというふうに考えております。

委員長

高山委員。

高山委員

内容は十分にわかりました。ただ、毎年モニタリングしているうちに段々無くなっていくということの、やっぱりそういった危惧もあるので、そういったことと踏まえながら、昔はあのかたちのままのあの日当たりのままで、すごくすずらんが繁茂していたということがあります。僕も昔担当したときに、散策路を切っていくと実はそこが根が切れて、その散策のところにすごく勢いの良いすずらんが出てきたというようなこともあるので、ぜひモニタリングと並行しながら、そういう根切りだとかそれからエアレーションとかと色々ありますけれども、スラリーの散布だとかとあるかもしれませんけれども、何かそういうものと並行しながらやっていかないと、モニターやっているうちに終わってしまうというようなことでも困るので、正直、右側のほう行ってくると昔たくさんあったところが段々少し剥げてきているというような状況もあるので、何かその辺組み合わせながら、昔のやり方も踏襲しながら、モニターもやりながら何とか元のすずらん群生地のように復活できないかというようなこと

も、ぜひ検討していただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長

産業課長。

産業課長

仕事を受けている側から答弁させてもらいます。畜産公社で仕事を受けて掃除刈りをやっているわけなんですけども、エアレーションにつきましてはここ数年やった経緯がございませんので、実行できるかどうか確認はしてみますけども、スラリーの散布につきましては現在スラリータンクがありませんので、ちょっとやること自体が難しいという状態になっています。

委員長

ほか、井澤委員。

井澤委員

すずらん群生地のことと続けて質問ですけれども、以前、北大に4、5年前になると思ひますけども委託して、土壌分析とか、どのようなこの草の状況で刈るとか色んなことがあって、私酪農をやったことありますが牧草を刈る時期というのは大変難しい。だからすずらんにとって、観賞会終わった後、前は秋に刈り取りをやっていたんですけどその辺のところについても、時期を変えてやるなどのこともやったようにも聞いていましたけども、少なくともその土地が、何というか、肥えた土地ではだめだということで、そして土壌性質も酸性の土地が成長がいいというなことがあって、既に北大で調査したあとそのあとまた調べていて、どのようにすればいいかということはわかんと思ひますけども、そのようにしてやってもなかなかうまくいかないという状況があるので、産業課、畜産公社の力なども借りて、その机上のこととなくて、実際にモニタリング調査とかあるいは区画を作ってやったというようなことをもう少し熱心にやれば、特に学者先生にお願ひしなくても自分たちで一定の成果が得られると。pHなどについても簡易の土壌検定器でやれますし、そのような分析をする町内にもセンターもありますので、うまく町内にあるもの、そして人材を生かしてお金を掛けないで、自分たちの大事なすずらんだから取り組んでいくということで、課を横断して色んなことやっていくとよろしいんではないかと思ひますがいかがですか。

委員長

町長。

町長

すずらんは平取町の町花でございますが、これまでも色んなかたちで、専門家のお話も聞きながら取り組んでおりますが、なかなか成果があらわれないというのが実態でございますけれども、今後とも試行錯誤を繰り返しますけれども、何とか元の元気なすずらんが蘇るように、これからも取り組んで参りたいというふうに思ひますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長	ほか、１５７、１５８。松澤委員。
松澤委員	１５８ページの１１節需用費なんですが、修繕料なんですが、グランピングというのはイメージ的に立派なテントで、ホテルのような感覚で泊まれるということのものだと思うんですけど、私のイメージとしましてはそれは修繕してやるという言葉がちょっとぴんときないのかもしれませんが、新しい施設を建てるようなイメージなんですけども、それはお幾らぐらいするのか聞きたいんですが。
委員長	観光商工課長。
観光商工課長	グランピングにつきましては、アンビックスのほうと協議したなか２棟ぐらいを予定しているということなんですけども、町といたしましては下地といいますか、土台の部分だけを想定して、一応２００万円ほど予算をみているという捉え方なものですから、上ものについてのテント、冬対応ということでかなり頑丈なものを作られるかと思うんですけども、そのほか電気施設やストーブとか、そういった備品関係も揃えるということで数字的にはかなりの金額ということで、具体的な数字まではちょっとまだ確定はしていません。
委員長	松澤委員。
松澤委員	この金額の中にグランピングも入るという中では、あまり数字的にはちゃんとした数字ではなくこの予算が上がっているということですか。
委員長	観光商工課長。
観光商工課長	これにつきましては、上ものと下ものと分けたかたちで設定というか決めたということでございまして、下ものについては町が持つという感じです。
委員長	よろしいですか。井澤委員。
井澤委員	今の松澤委員のところで修繕料というのは、少し色々説明を受けても、何にどれだけ使うというのが全然見えてこないから質問もはっきりしないところなんですけども、項目、今聞くと三つか四つぐらいに分かれているようなんですけどもそこのところについて、ちょっとここで項目数が幾つあっていくらなのかということを教えていただければ理解しやすいんですが。
委員長	観光商工課長。

観光商工課長	今2棟の予定はしている中の修繕料ですけれども、一応テントの上に張る、テントの下に置く土台というかたちのものを、高さの木のものを使って造るというかたちのものと、あと若干、土地の整地の分で修繕を見ているところでございます。
委員長	今、修繕の1013万9千円の内訳を知りたいと言ったんですよ。
観光商工課長	先ほど1013万9千円とありましたが、この中で振内支所と貫気別支所の分も入っていると思いますので、商工のほうとしては730万円ぐらいというかたちの修繕でございます。その中で、先ほどすずらんの関係と温泉のポンプの修繕というかたちですね、ちょっと失礼しました。それとファミリーランドのグランピングで200万円となっています。
委員長	これ後ほど内訳しっかりしたものをお願いいたします。ほかございませんか。高山委員。
高山委員	グランピングですけれども、これ造語だと思うんですけどもグラバラスとキャンピングということで組み合わせて、結果的にはホテル並みの、例えばテントだとか炊事道具を持って行かないでホテル並みのサービスを受けられるということの内容だと思うんですけども、これは新しい滞在型ということで非常に注目を浴びているんですけども、実質やるのはそうしたら、ゆからで中身をきちんと対応していくというやり方であって、普通の人が、そこら辺の人がやるものではないので、それこそちょっとグレードの高いホテル並みのサービスを受けられる、食事もということになるので、開放感だとかってあるんだと思うんですけども、そういう内容だということで理解してよろしいんですか。そこだけ。
委員長	観光商工課長。
観光商工課長	議員のおっしゃったとおりでございます。
委員長	よろしいですか。井澤委員。
井澤委員	アンビックスがこれを提案してきたということは、新しいかたちのファミリーランドに温泉近くにお客さんも呼ぶということで提案してきたと思うんですが、実態としてその温泉の宿泊施設について正月3日間は満室だったということは聞きましたけれども、年間の利用率等でこういう施設を増やして宿泊客を増やすような、そういうことにしなければ収納できないというなそういうような、お客様をお泊めすることができないようなそういうことに基づいて提案された

	ものなのか、他の理由なのか教えてください。
委員長	観光商工課長。
観光商工課長	宿泊客の減少とかそういうかたちの部分だけでなく、宿泊客については現状、非常に伸びているということもございまして、そのキャンプに対するイメージというのが利用者の方の中でずいぶん変わってきたということがございまして、手ぶら、先ほど言ったグラマラス・キャンプというものが非常に人気があるということで、こういったのもやってみてはどうかというかたちのものだと考えております。
委員長	よろしいですか。ほか、１５７、１５８ページございませんか。なければ、総務課長。
総務課長	先ほど高山委員からのご質問にお答えをいたします。障がい者の法定雇用率の計算の際の分母になる対象職員数であります。平成２９年に苫小牧公共職業安定所ハローワークに報告した数字は２０６人であります。除外職員数として、医師、看護師、保健師があげられておりまして外数で４１人、対象人数が２０６人で除外が４１人という報告をいたしております。以上です。
委員長	高山委員。
高山委員	私の取り寄せた資料でいくと対象職員数が２００人ということで、障がい者の数が３で、１．５ということなんですけれども、いずれにしても職員の採用に当たっては、この義務付けされている企業と違いますので、努力義務ではありませんので、義務付けされている法定雇用を何とかカバーできるようなかたちで障がい者の方にも、そういった意味では就業の機会を、町だけではないんですけれども、すべての企業ということにはなりますけれども、率先して町がそういうかたちで障がい者雇用の実践の職場となるように、職員の採用についてはまた留意していただければということでお願いをしておきたいなと思っております。
委員長	総務課長。
総務課長	今、高山議員ご指摘のとおり、苫小牧の公共職業安定所の所長から町長に直接要請があります。うちの役場といたしましても現在、まちだよりを通じて募集をいたしております。また苫小牧のハローワークにも照会いたしまして、対象になる方がいないかどうかの照会をいたしております。法に則って障がい者雇用を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

委員長

町長よろしいですか。高山委員よろしいですか。それでは本日の会議はこれで散会といたします。明日１４日は午前９時３０分から本委員会を再開いたしますので定刻までにご参集願います。本日はご苦勞様でした。

（散 会 午後２時３３分）